徒然草諺解巻三

実氏公也西園寺ノ流ノ弟人ノ
定家卿ノ弟子ナリ

常盤井相國殿仕ヘ給ける
ころ。勅書と持たる小西あひ乗りて馬より下りけるを。
相國。返て小西ちがへ。勅書を持たる。下馬志侍
る者なり。うどの者。いとう君ゝつかまつるべ
きとおもはれぐ小西とまるの
上ちがへて乗せなるべし。恐ノ字アル悪シ
はしたなくすくせ
絶のくるしに。緒をつくること。いとうにつけ侍るべき
もの。ある職の人よりの。軸一つ。表
帝ゝ。

たかいこの右よりは　はれすぎ　法ノ名もいと
と。たゝせらるべき　此段モ同ク古実ヲ記ス又ハ一様ノ事ヲ知リテ一偏ニ物ノ詳ニ入有リ
故ニ必一偏ニ不可心得ヲ教ユ

めくみかな　誠ニ多シ其中ニ蒼耳ト云説可ナルカ　本草ニ曰蒼耳治毒蛇并射工傷ヲ
蝕薬一握研取汁ヲ和温酒而灌之將滓ヲ
厚ク罨傷処ヲ
又地菘ヲモメナモミトヨム俗ニくゝり草ト云リ
狂知人ニ可易

ちん。ゆうまてをくへし　猶モ此段ノ心今偏薬ヲ見テ験ヲ以ハ深ク是ヲ
秘事ノ人ニ不教サヤウノ人ヲ戒ル段ト見ルベシ

うき絶よつまて。そら絶をついやをこるよ猶。物をとゝ
あり。ゆに風あり。家よ風　其国生ニ其国ヲ云ヒテ
財あり。若ゆよ仁義あり

小人財　小人ハ一向ニ財宝ヲ求テ其ノ為ニ身ヲ
ソコナフ財宝ハ何ノ為ノ皆我身ノ為ニ求ル小人ノ却テ

事ヲ破ル

君子仁義　爰ハ例ノ兼好ノコノム処ノ老荘ノ
道ヲ以テ云ヘルナリ　仁義ハ大道ノ廢シタルヨリ起ル上云テ仁義ノ名ノ無キ以前ノ世ニ自然ノ道ヲ貴ブ
故ニ爰ニ君子ハ仁義ヲ求メテ却テ真実ノ道ヲ破ル上云ハリ此ノ前ニ誠ノ人ハ智モナノ徳モナノ名モナシト
云処ヲ以テ此ノ心ヲ可知

僧よ法あり　僧ハ法アルニテコソ出ヒモソノ法ニ泥テ却テ真ノ佛道ニ迷フ維摩經ニ法猶可捨アリ
然ハ其ノ法ヲ求メテ却テ真ノ道ヲソコナフ此ノ前ニ是法法師カ学匠ヲ立スルテ安ラカニ念佛シ給
ヲ好ムニテ此段ヲモ可見

言芳談　教行ニアリ聖ハ誰トモナシトシコレノ
詩ヲ一句ツヽ載セタルモノナリ故ニ一言ト云芳ハ褒美
字談ハ談話ナリ　爰ノ詞一言芳談ハ少シ違
リ兼好ソラニテ云モノナシ

ちゝや名つけしる草をとゝ
事ども

たうとき聖のいひおきし
ふことを書て。一言芳談

疑　ちゝやせ海。せゝぐや　疑　あり海と思ふ
一好ノ二ハ明遍ノ説ナリ　清
せぬはよ知ず

一法をとゝのへ、糟糠・糟汰・糟糟・糟糠・糟糠・糟糠

をちらば。数百年と強弩の末(ルイキ)の(ルイ)に拙(ヒ)。古弊(ヘイ)となりつて
規模(キボ)をうしなはんことあらまゝ(ヲ)ならんか。故実(コジツ)の
官(クワン)等(ラ)をば。ことやうにかり
[雅賢公より六条の大臣弟房公の御事]
我(ガ)おほへ上(ウヘ)てもちをめしけるを。[エミテ焼ケル飲器ヲシテカワラケニハ非ス]
[ヒラ假ニテ飲ノ人等ニ仕ヘル]
[ツカヘ]
[モ]
[ヒ]
[キ]
[ヒ]
[ヒ]
[ヒ

と師とするより外の。キ学いはつてとそのまゝひ名
実義ノ心ハ此ヲ即ハ教海ニ入ルル者ナレ故実ハトカク其度ニ成ル者ヲ仰ト世ラレヨト指面ノ
技又五郎ハ。老ゝる法士のくゝ心のよなまてる者
是ヨリ兼好ノ辞
[法士] 衛門兵衛ノ被官ヲ衛士ト云禁中ニテ
火ヲ焼ク者ノ三ヲ三ヲ法士ノタク火ト云ヒヨメリ
是ヨリ又別ノ人又五郎カ公ノ六ノ人ニナルメルヲ述ヘリ
てそ。ぞ。ぞ。ぞ。近ぬ。ぬ。ぬ。若連
郎等ナル人時陣ノ座ニツクヘ
志のひける時。ひざつきを。ぬ。て外記とめられ。
[ひざつき] 膝突ト云ヒ小半ノ座ノウシロ
載ノ字ヲ用ル悪ク載ハ和名ニ車前ナリトテ
車ノトヾレキニトヨメリ
又五郎推量ノ者陣ノ何ヨリ外記ヲ召ハヒサツキ
ヲ忘テ其ノ名ヲ召サレヨトツケキ先是ヲ公ヲニナタル故ニ早速ニ心ハタルトヽ褒美ニ
思ひやりに。ぬ。ぬ。ぬ。やきまる。いとれ。かりり
此段モ前段ヲ受テ康頼カ云タニナルヲ述テ公事ノ用意ヲ云ヘリ
後宇多院ヨリ
大覚寺ねて。近。唱のく人。も。ちそ。ぬ。ぬ。ぬ。
御メ近ヲモ人ヘ
[ちそ] 謎ノ字ヲヨメリ字昏隠ニ云ヘリ
ぬ。ぬ。ぬ。

ハ〜ろに。犬のごとくしくろぐひまをば。げをよのいでいばくよりぞといてよ。

犬のらぐひ　家中ノ体ナリ　都良香ノ詩序家一犬迎入ヲ吠ト云ヘリ　又奇ニ夜ニスカラトカル犬ノ戸ヲ全テクルトヨ多ノ多ニダニナレ

やどで案内せさ勢て入ぬ。

ぬ。ん。ほ。そ。き。ち。ろ。あ。り。ま。ち。ま。ち。ま。ち

ひとをもる　夜ノ明ハテテ遠面ノ人ニ見ルル

忘れてきてとちどいひて。

月三卯ノ花吹時ナレバ卯ノ花月上云ヲ習ヘノ卯月ノ卯月上云

夜中ニ来リ冬ハ今見ル体

卯月をもうつくしまこころうつりあるの。えんなたつかるもとおきなもの。くるまで。

艶ノ字

今も見とりそめ

人ノ上ノ三云ナリ

桂木　其時の風情ノ忘レ難ケレバ其家ノホトリニ桂ノ木ノ大ナルヲ昔ノ名残ノ今ニ昔ヒ出ヒ

源氏花ちる里ニ

たはぶきもるるくの木ぬれひろぐ〻祭の比たち〻出ぬ〻そてうこんのとも

くけひたりきをもぐ一めうやどりとえをり人よん処ヲ

ヒテ

又菅家の御ノ方ニ　君ガスムヤドノ梢ヲユクヘモカクルルトニ方ヘリミレハヤ此奇ノ心モコモリテ図空

おほ屋うけ　お民ニ次テ艶ニヤサレキ体ノ述ヘリ

南面ハ早ク消ヒ

さくらせるる車のちぐるまえも雪ふりてきてめきて。

答ノ梅北面雪封寒ノ云体

雪の。いとあるりてるよ。

凍

なのの月さやかなれどもくもりまくハあるぬるよ。人ひと

くはちくハ　木ノ枝ナドノ体カ又月ハ明ヲ上元

春ナレバラボロニ見ル体カ

常ノ人ノ不見

ちるくはは。あらぬとそ。

ちれなるか神堂の廊

長神ノ家ノ上下アリ是ハ長押

長神ノ家塵ノ云リ

ある男。女と

腰ヲカクル

ちるくはは。

神代巻ニ頗ノ頃ト云リ女ノウチカタムケル形ナリ

いとあるひの。

出キ〻ハ〻ス夏

凱ノ字カ火ノ心

さとあるこ

夜ノ地獄ノ音ノ端〻ノ間ノ

ビシノ間ニ上ト云

さるまつ〻えんの字ヲ上ヘ付ル説アリ其時ハモノイフ音ハ〻ウ〻〻上ル

ちるもの。

をりひちぐ。ちぐるまつきこへ

証空　傳記不分明　三井寺ノ智興ノ弟子ニ証空上云ヘルアリサレド爰ニ高野上云ヘルハ如何若シ高野ニ住山ナドセシ人アルカ又法然ノ弟子ニモ証空上云ヘルアリ若シ其ニカ高野ニハ証空上云ヘルハ妄ニ上云ヘリ

高野の証空上人。弟子の

ちりけるよ。おそ道まて

ニハ

るよ家ちる女の仏あひ

うりあるが。うちひきける男。あしくひきて聖のるを塚へたとしてゞり聖いとゝもあしくらづめて。こハ希有の狼藉なり。如御の弟子はゝれ。比丘尼ハ比丘尼ハたゝり。比丘尼より優婆塞ハたゝりうづくそくより優婆夷ハとゝもゝりうづくれ。ゝくゝうづくいかなどの男ゝそ比丘と塚へ施入ゝる。妹ゝれゝば。ひきれ男。いふれたゝせゝゝやうん。えてそ受ゝ

狼藉 藉ハ踏ナリ狼ノ跡ヲフミチラスル如ク乱ガハシキヲ云也 漢書ノ注ニ見ヘタリ

四部弟子 比丘比丘尼優婆塞優婆夷也 佛弟子ヲ沙門ト尼ト俗男ト俗女ト 翻譯名義集云比丘名乞士清淨命故 比丘尼通名女為尼尼得無量律儀故 應法比丘優婆塞名信士男優婆夷名信士女又云清淨士清淨女雖在居家持五戒男女不同宿故云善宿男女

男有乃至約なりといふれ。

ゝゝゝ

内大臣なり。[注：具守公十九歳の中書二九代の摂津の大臣基実の憂[illegible]]
[illegible]
[illegible]
[illegible

[illegible]

[illegible]

[illegible]

して。時とうつるものをうしなひ。日と暮し。月と懈し。一生を送るこころ。なほ夢のごとくなり。謝靈運は。法花の筆。風雲の思ひと親ぜず。

謝靈運 南史に謝靈運幼穎悟文章之美与顔延之為江左第一世示顔謝二人。宋の元嘉中に為永嘉の守郡に有名山水肆意遊遊尋山陟嶺造次峻崖登臨常着木屐上山去前齒下山去後齒云々

筆受 梵語の唐土三蔵の通変するの飜訳に云に其の唐字に清書にてかきつかうつるの筆受と云ふ受の字是運力法華の筆受と云フ不審く凡の法華に彼是五度の飜訳アリ所霊運カ筆受ケたる涅槃の筆受の人三体詩の注見へタリ但し法華涅槃は同一味の経なれ大涅槃に第七の法華と云へ分兼子の心難知

風雲の思 本傳にもれ如、名山名水に遊遊して風雲の風景に詩賦を詠の樂メルコトを云へり

恵遠 釈氏要覧晋恵遠法師は鳩門人なり住廬山虎溪恵林寺招賢士。刘遺民。宗炳雷次宗。張野。張詮。周続之等為會修西方淨業彼院多植白蓮又號白蓮社

白蓮の交 白蓮社とは恵遠が院の名なり事文類聚曰謝靈運求入淨社遠拒之以疑難

扨爰の大意は晋の謝靈運は法華の筆受をしたるホドの人なれ心外に馳て風雲の思を観陰の惜みて真実の道を修スルコトを怠ル故に恵遠が蓮社に交リを求メたれ不入殺ドく

睡眠言語の指の見ヨトナレ一説に發端の是ヨリ知ルカ愚元カ是の字に斜メの是ト云へり此の説可也是ナキよ此の守陰の惜みて学問修行メルコトモナク空盡くに馳て真の道を離レテ心を外に放ツ故に死人に同じと

土づくりも見ちるれとも。死人よりもなほ。

麦の是云々あり飲食甚し

光陰のたのもしとなすべ。愚ちく。みよ。世をすなくして。山人は。修せん。修せんと。なりぬ。

世間の空色の光陰を惟せよ

外に世をすなくして愚なる者は心より道を修ずに

内に空色すくなくして愚元の寂然の面蔭縁なれ

以段畢竟前に色欲のコトを云テ愛ハ父子の愛ハ世間の中に空色の寂然と云に應ス世間の人ナズ風雲の景に乱に心をヒカレテ実理を忘れ人の我

名は。木のごとせて。樹とき。くるんえ。いとものこ。人とれきて。ゑ。

捉

紀本よりとひ。ひ。に。いとあやう。もなくて。ものいつ。時なり。

邪ばかりのなりて。ぬけやすきものなり。すれんしてれ
めんと云事をとけたし。「ゾウ人不審ニ云ヤウカホドニ」と。べうりよなりてへ。
れ
れ
ばかりもれりちんいろくいかぞとけ
ば。「又言名乃辞」ちゃのまの。「曜」めちゃめ死技あやうきなどの。ちのの
まつれたれ結まいりさば。あやまちやきちいやきとあ
よなりてちゃば結ちゃるものといの。あや「長ニリ兼好ノ判」き下「賤」
「蹴クキオシ」
「聖人のいはめ」易繫辞曰君子安而不忘危存而不忘亡治而不忘乱是以身安国家可保也

「韓」古今注黄帝習兵之勢刘向別録

「蹴鞠」黄帝所造以練武士云

日本鞠ノ始ハ用明天皇ノ御宇大唐ヨリ

「双六」書言故事云烏曹氏作博陸ゝ〻

菊名也即是双六也

と打べうらう。まあ〻しとうのべきなり。いづまのを

う。らく負ぬべきと楽じてこちをとけうとめ

なりともとそく負べきをりの法くべーとい。

とをたもうん負もうみ。なり

「方とをとめ」孟子ノ天下ノ本ノ有國國本有家家本有身ノ五ニモ背同ノ心ナリ

「囲基」博物志尭造囲基以教子丹朱或曰舜以子商均愚故作囲基教之云云

「四重」五戒内飲酒除テノ四戒ナリ

殺生 偷盗 邪婬 妄語也

「五逆」殺父 殺母 殺阿羅漢 破和合僧 出仏身血ノ此ノ五

「囲」前段ノ意ナリ

双六の上手といひしい今

「碁」碁ハ上手前ノ志ヲ上ノ志ノ心ナリ

碁ハ上手と向ひ。かう

「碁」碁ハ上手前ノ志ヲ上ノ志ノ心ナリ

酒ヲ好ミ飲食ヲ正顔ニ食シ良ヲ不孝ニ成リ

此段ハ前段ニ双六ノ勝負ノイヲ論ズルニ依テ老人ヲ一カト恐テ好テ益ニ益コトヲ記スナリ

明日ハ遠国ヘ下ラントスルニ

ちゝ父ヒ母ハ子ヲ思ヒ

何ノ一大事ノ事ヲ思フトスル時ニ

とゝもいとちゝ。切なるなるもの。

他人ノ子ヲ他人ノ子ヲ

ことゝ他人入どの人の結ぶ

其人ノ向ヒ又人此ノ子ヲ何ト上ニテ向ヒ又ハ世ヲ

なゝどやとうもるもの人もちる。

是ヨリ右ノ如ク老人道世者ナドノ事ヲ云

うけ。病にもまつ。況や世ともの

是ヨリ世ヲ事ニ心ヲクマシクサレバ生ヲ

人。ゝ。ゝ。にたちる人。同の義式いづ

人間ノ世ヲ事ニ心ヲカケバ一ツトシテ去ルベキ事ナシ

のすゝさりがたし。世俗のもぐ

黙止

是非ヒトト世間ノ人ノ

ゝびて是と必とせて。弱ひ

「彼是ト心イリカハシ」

しく心のいとゆもちく。一生ハ雑事の小節

「付ト世ノ人ノ」

ゝへらまて。もるゝ人。白髪

「老病コタヘ」

「根ノ強ク抽ノ天機ヲ」

吾生既蹉跎

是諸上善人詠白居易傳日暮

而除法華五高生已蹉跎

「蹉跎」 白會失時也ヨリフミ、ヨロケ、レズリ也ヨリ

リユキツヽリタルヲ云

信ともゝ

道ヲ修セン人多上ハ人ト此ノ

東アリトテソレヲモ不守

礼義とも

今此ノ道ヲ修スハ此ヘ云ヘリ

彼ニ不義ナリトテ其レヲモ不思ヒ

此レ皆諸縁ヲ放下スル目ヒ

此段老人病者遁世者ナドノワヅカノ一生ノ中ニ

世事カ、リテ道ヲ修スルヲ怠タル油ヒヲ戒メタル者ヘ此前ニ大ヲ恩ヒ立ン人ハサガタキヲコトニ

ヨトスヘルト同ヲ如此ニ外ノ強ヒ捨道ヲ修セントスルカタヒトリ

放下ヒ

老人遁世者ヒ身ヲ離ノ万ヲ事捨ヒ

礼義とも

「彼ノ老人遁世者ノ道ヲ賤シテ見テ其ヘヲ」

ぢ。ぢ。礼義とも思

ぢ。けんとも。えぐ。ゝ人。

地ゝ。ひたいへ。「ヒ正シ」

情ゝ。とも思人。そ。ゝ。

「ヒヲ義ヲ是ヒ外ヲ」

ゝ。ゝ。名者ヘ他ノ人ノ心カトカヒヘ

ゝ。ゝ。ゆ。ゝ。ゝ。ゝ。

四十にもあまりぬる人の。「珠文」[色欲]すきこうるうことをのづ
丑ひてあらんいとはせん。[堪忍]ともうちあて。男女のす。
人のうへをもいひあつかうそ[疑論]すげちくんぐ引々
れ。[是ヨリハ]ニク見グルニキヲ一ニ挙ル[ヲ]
人りはじりて。興あ[カノ分限ヲ不顧ニシテ高位貴人ヲ心安キ共ニ云フ]んと猶いひのる。[ヲ]
ぬ為て世をえ[ラ]あるへ[ラ]をなぐそちれさはよひ
いる。まづ[エ]れをは酒宴[エン]このこ。客人は[ウ]饗應せん
ときう先きたる[良似食ヲ見グルニキヲ三遠キリ生甲主ヲ]
今[ニ]は川[カ]の外いは[ガ]嵯峨へ[ガ]おもむけるに。[ヲ]梅川[カ]乃
[東京ノ兼李公ヨリ西園寺実兼ヲノ三男ニ]
うりまのちがれうるをり。さい王丸御牛[ウ]追ひ[ラ]
それ[ウ]あがれのあるお[ミ]梭ぞ[イ]
さうとかうまをうと。みる[ル]
[是ヲ前ノ水ヲカクヘ]
[雑尾ノ知]
御車[ウ]をかりよひ[ル]けるが。[ウ]
御牛[ウ]とバ追ふ[ウ]酒といひ
ありられば。[ウ]おいる[ウ]酒[ウ]色[キ]あしくなりて。[ウ]
[ウ]丸は酒をうりてえ[ウ]ぶ。
[ウ]車[ウ]事。さい王丸
希[ウ]の男[ウ]なりとて酒[ウ]
[ウ]車[ウ]頭[ウ]とうち[其道ノ他ノ知ノ名ヲカリテ戒名ヲ]あてうま[ウ]
に[ウ]なり。[是ヨリサイ王丸カ]この[ウ]名のさい王丸ハ太秦[ウ]どの[ウ]男。[ウ]
の酒[ウ]牛[ウ]飼ぞ[ウ]の。さ太
[或記ニ太秦ネノ牛ヲ好キニテ女房ノ名ニモ牛ヲヨセテノ名付キ]
秦[ウ]ね[ウ]。作りける女房乃

有栖川 下嵯峨ノ里ヘ入ル[ウ]ノ小川ナリ
京極殿前太政大臣
千草振紋官名ヲリ大川松ノ共ニヤカケハスムベキ
あづまき 跪ノ字也。文選東都賦ニ跪餘足ト
アリ注ニ屈也ト文字ニ跪ニ曲也トアリ然ハ足ヲ折キ
アランカ
太秦 内大臣信清公ノ中関白乃隆公ノ後
ニテ贈左大臣信隆公ノ息ノ防門ニ太秦ノ
ニアリ ムサイ王丸ハ太秦ノ二百ニ仕ヘル男ニ
則信清公ノ名料ノ牛飼ヲトナリ

女房名 一説名ノ事未詳ナリ太秦広ノ子出ル也
依テメヅラシキ名ヲ好ミ玉フト云フヲ記ス
又一説ニ勝幸特擢胞胎乙生トモ云ヘリ

名ども一人ひざくちに一人
はまとつちに一人はちかと
ら。一人をとうじとつ
宿の系といふ

ゆうろく

暮露ノ書ノ開東三ノ是ヲ
暮露ノ僧トスナリ 兼好ノ梵論字漢字ナリ
暮露ノ始ト云ヘル明恵上人ノ宝物ニ有シ
トテ暮露ノ草紙ト云物アリソレ六虚空
坊阿弥陀坊ナド云ヒ者ヲ暮露ノ始ト又
ハ説アリ

九品念佛

念佛ハ阿弥陀不可限ノ称ハ
是ハ弥陀ノ名号ヲ唱フ念佛ト云ヒ為ル九品
念佛ト云ヒ

そでおろくおもあつあ
ゆりて。九品は念佛と
とけるは外より今者
おろくのもしは沖中
は。いろをしはとぞ
ろやれりゆもとは
ろをしまくるは。おくのと

けるバ。其中より。いろ

ゆふハ雅と答られバ。ま
まづ呼なにごとをし
とりどろまろされ
あひなり。恨とさぞや
いろと。ゆくしも
きまして対面しま
べーおれ何系へまり
ざーもちいげるも

諸請ノ書ノ才ノ式

麦ヲ脇指太刀ト云説アレ如何

嫁ノ行ヲ

ゆくばうよつゝぬきあひて世を死にまくらう。
是ヨリ兼好ノ判
ちろくといふ者もつゝなりまくを世よ
梵論
ぢろんじ梵字漢字なと云まる者。そのりめ
なり書ふとうや。世をとそこに仰て戒脱く。
仏法とわづかり仰て。闘諍をとゝとらひ。放逸無慙
のをさまるれども。死をと軽してかもらひすのざ
ろくろいさぎよくまづ。人のくるまに混くよ
うきつ多仏ふなり
此段上ノ女房ノ名ノ不審ナルニ依テ又梵論字梵字ナトヲ類ヒテ記ス亦ハ暮露ノ行跡尤モ放逸無慙ナル所ノ敵ヲ正志ニテヨ尋来ルヲ又我ト名乗出ノ互ニ義ヲ重シ命ヲ軽クセシノ事君ニ致身或ハ共ニ不戴天ノ理近クハ並テ記之
寺院乃魔さもぬ寺乃地にも名をたくるす。む
うの人いをてし求ど。たゝありれまくよやをく
付けなり。此比いかく寺じ才芸とあくハさんと
理屈ヲエテ
ちるやうにゆかる。いとむつ。人の名もめなれね
文字をたうんとする益ちるまき事なり。何るもめ
づらきとと紙もとめ。美徳とこのむ。浅才の人
のちるをあるるなりとそ
此段前ノ二段ニ名ノ同エ難キヲヨノ挙テノ爰ニ至テハ凡テ物名ハ易ク直キヲ是モ主キヲ述テ

友とするに七

三友トハ本ツキテ云リ
誠ニ朋友ハ五倫ノ一ツニノ相切磋スヲノ道アリ
尤善悪ヲ可知也

此段論語ニ益者三友損者

友とするに七

まつのきん。三すん病ちくきん。
又ハ若輩ニ交ハ見グルシ
行跡食物ニ不依自分ノ過ヲ不覚
多クハ必ス語ラ心アレバ也
三すんちくやんごとちきん。二

好人。五ツまうけく勇ム無。ムなるハ虚ムなする人。七
まへ欲ムなきハ。よき友三あり。一ハ物しる友。二
まことなる。三まへ多聞ある友

物しる友　此一ツヲ兼好ノ詞ニ雉ト雛ト云人アリ其ハ己カ管見ヲ以テ素白ナル物ヲ窺ヒ知ルニ依テ也我心無欲ニシテ世利ヲ不ル人賢ヲ上ヨリ見ルトキハ物クル、友ヲヨシトスル事明ラ也 先ヤ明友ハ相潔ノ義ナルヲヤ何ゾ此一ツヲ雉ゼンヤ 論語ニモ明友ノ贈ヲ雉車馬ニ不拜セトヨリ 彼是欲心ヲ離レテ工夫アル可キ処ニ

鯉のあるを食するにハ必賓客をまねきて。膳にしきふ物もなければなり

髪をそくけて　此事本草ニハ不見諸ニ云伝ヘツタフ

膳　魚ヲ膳ニナルヲ鱗ニ云項碎録ニ鯉魚膳ヲ黒ニスリテ身ニ指ヒトリ

そ帝ハそもそもきらくるなり。天子ノ鯉ノ一ツヲ云次ニ上ツ方ニ用ル、者ノ一ツヲ云

なり。鳥まへ雉さうもちどもなり。雉ハ牛蒡ちどもなり 本草ニ牛蒡ハ雉ノ

へ。れ湯ハ乃上ヨ。かくまでもしるしるべきなり。浴室ヲ非ス料理ノ間ナリ

心うきなるなり。中宮乃御所ハ湯なのよしなく 見ヨリ心ウキナリ 故車引

中宮　天子ノ嫡妻ヲ申ス。爰ノ中宮ハ後深草院ノ中宮也 東二条ノ院ト申也 常盤井相國実氏ノ息女ナリ

ちゃ棚　料理ノ間棚ノ煙ニ黒クスブリ

ていまつ世ひて。屋ごとに。ごとに深くて。れ棚まへ。そ中宮ノ父実氏ニ

ごとの。ごとの。ごとの。さうの。ごとの。さうれ

海あるなり。ちぐさ人のさうつねゆへにてそもどもれ 近書ノ女官ニ有職ノ人ナキ故也ヨリ

ちを　本草細目名不分明ニ海蔵心後鯉 音堅大鯛也ヨリ 又万葉ノ第九ニ水ノ江ノ

浦嶋兒ノ堅魚釣ト載リ 然ハ其名ハ上代ヨリ有ト雖貴人ノ食物ニ料理スルハ末代

鰹魚の海ちをとなる。魚ハ境地さくひまさうもきき

ト見ヘタリ

畑なりとそれも加様なる
ものまでは比もてなし
のまでつくりたる辛きもの
前へ出でいたるくしき人の
まて結ぶものなりとときぞ。頭ハ下ベ根もろびまうて
よなれば。上ざ海までも。入あり見ざまよて結ぶ

前段ヲ承テ鷹ヲサヘサヘアレキ上ノ玉ヒレニ世ノ赤ニ十七カ八ル物ヲモ上ツ方迄賞翫アルヲヲ述テ上古ノ風ノ替ルヲヲ顕ス

唐の畑い。菜の外ハなくともよく海。書ハ山出
よ物ひくひろ結りぬれば。きも是ハ未熟ナリ
たるをうれ道よ。蓋再のものをとり結ぶて。

不せくつくりてくらふ。いとをとろなり。蓋ものを
畑を寶とせびもの。ひ
ものを寶とたふとまびたる

尚書旅獒篇ニ云不寶遠物ノ則遠人格

ゆるしき宝 老子經云不貴難得之貨使民不為盜ヲ

と文にも結ぶとり
蓋ひふものまいる牛結ものきんくしむふてい
まりけもどちるて

是ハ人ノ生ヲ通スル要用ノ品ヲ述ルニ非ナリ生ヲ不叶

其ノ外ニ又夜ノ守テ盜ヲ防ぐ
犬ハ月ありつせくつるあ人にも海ものたまへば。必
あるべしまれど赤毎よあふものなれば。まとさう
よりあらびもまもん。そのうりの名獣をべて
用ちきものなり。吉走ハ獣ハ

我カ家ノ犬ヲハ我カ守ヨ

檻ニ圏ル

とさうまで。飛ぶ鳥も翅をとどめ、慈鎮和尚の歌の鳥を見てなどぞ昔我身をつまされ給ひけん。雲をとこひ野山を打ちすてし時、止むことなし。我身はあるうちは、人に見えんことを思ひ、心あらんことを思ひ、この酒もや、肴もと、うるはしくもてなして、目をうつこそ、むさぼる心なり。

桀紂 夏桀王無道にして百姓をやぶり妹喜を愛し、瑤臺を作り、関龍逢を殺し、終に殷湯に被亡。殷紂王妲己を寵し、酒池肉林を費し、長夜の飲をなし、慰斗炮烙の刑を行ひ、民を焼き殺し、比干が胸を剖き、後周武に被誅。是皆不仁の甚しきを極めたりし人なれども、桀紂が心なり。王子猷。

王子猷 排韻三王徽之字子猷風流為一時、紅桃愛竹を住普為蕭門侍郎

たのしむ人の、遊び、楽しむ人の、道遥の友とせん。うらやましくもあるべし。

詩の未の注遊に息也

奇怪なるべき。

獣 尚書旅獒曰珍禽奇獣不育于国。此段元段の無用なる云云。猶も鳥獣を籠入檻にコメテ楽とするは愚なりと戒

○朗詠の章孝標が詩、阮籍嘯、場人歩月子猷が者、処に鳥棲烟

めづらしき物 尚書旅獒曰珍禽奇獣不育于国。此段元段の無用なる云云。猶も鳥獣を籠入檻にコメテ楽とするは愚なりと戒

めづらしき物を、あたらしくよろづにつけて、目をおどろかすは、心の奢なり。

必ず業道に不泥共

学問をすべし。学問は、学業法を学ぶ学問なり。

肝要也

医術を、近く自ら衛護の為に、人を治すべし。

医書

孝 小学に伊川云病に臥て薬を飲ずして、親に不可不知医。比之を不孝不慈不孝に、親者、不可不知医。

事君事父

孝の道、あらまほしき事なり。

弓射 周礼注礼樂射御書數謂之六藝。此の六は小学の業なり。小人二教る処の藝なり。尚委しくは周礼小学を見へたり

射るは、是を御に云車に加馬に乗馬を御すべし

武芸は、文武医薬の道

右記

諫よりをてい是を学ばいとこばこうの人と云べくば法は食人の天なり。膠漆を親しむ人大なる法とも成べし。細工の要かるべし。是モ諸器ヲ作ルヲ是ニテ人ノ可数イフ云

食人の天　帝範ノ務農篇天ハ食ヲ為人天農ヲ為ル政本ト云　史記酈食其記傳王者以民ヲ為天ト而民人ハ以食ヲ為天ト

爰心ハ天ハ人ノ資生スル処ナリ又食モ人ノ命ヲツナグ処ナレハ食ハ天タリト云リ　按ハ五味ヲ能ク調和スル時ハ食ノタメニ無病

論語子罕篇吾少也賤故多能鄙事　君子多乎哉不多也ヨリ是用ヲ責ト見ヘリ

幽玄　淵微玄妙ノ義也

文選十六思旧賦序嵇康博綜技藝ヲ於糸竹特妙ナリトヤリ

○凡ソ詩ト哥ハ和漢風儀ニテ変替リタルヤウナレトモ畢竟ハ同ジ也皆眞実ノ性情ヲ云述ル者ナレハナリ

君臣をうるをる　詩人情ノ所感ナレハ邪アリ正アリ故ニ周南召南如ク正ニキ詩ヲ変テ勧善ニ鄭衛ノ如ク淫声ヲ以テ懲悪是ヲ以テ詩ヲ学フヲ重ンス

今は世よりこれをもちて世を治るの。漸をもうつ

未色詩哥管絃ハ時ニ応ジテ変ヲ必ス知ルモ苦ヲカルニ

なるよ似うり。金へもく　詩哥管絃ヲ

れられも。鉄の益れ　文武医ノ道細工ノ指掌ノ用ヲ達スル鉄ヲ作ル器

ちきにもつざるごと

此段ニ心得アリ詩哥管絃ヲ多能中ニステ古ハ初段ハ凡ソヒトリ世ニ出テ国家ノ用ヲ為ス人ノイフヲ初段ノ作文和哥管絃ヲアリタキト願ヒ名ト相違ノヤウナレ云リ爰ハ一分身上イフ論セリ故ニ詩歌管絃イフ多能中ニ入テノ必トセズ所ヲ云ヘリ凡ソ理一ナレトモ人ニ大小貴賤ノ別アハ教ル処モ又分際相應アルベシ猶医ノ百味ノ薬ヲ用意ノ病ニ應ノ施シアルヲ同

今は世よりこれをもちて世を治るの。漸をもうつ

此段前段ノ多能ハ君子恥ルヲ云ヲ承ケ藝能ノ三ツ限ノサイ上ニ願ヒ多キ戒

藝のことをなりて。時をうつをと。悪なるか人と

し。僻るもるる人もいつ。生のもあ君のもあ止

或道ノヤウニモ身貴キ人ハ国ノ為ニ大ニ為ニ可惜ヲ

ことをえびしてちもべ。きるおり。こもあまり

右君ノ為ニ大ニ能道ニ法ツ

此いとなむ。幾ばくの財をか費やすべき。一人の分は止まるべし。衣食は身命を支へんが為なり。今二人まさる物は、三人居ぬれば、人倫をなす。況んや三人をやとぞ。誡めなり。

[物ヲカヘバ綾羅ヲカサネ非ズ] 家うるほひ風雨居ヲカヘバ金玉ヲチリバメルニ非ズ 楽しきを。もし人病あり。病まざらんをば、[食物ハ見ル所珍物重味ヲ非ズ] 薬とりて用ひざるは、[醫道ヲ知テ病ヲ療治スル杜甫カ詩多病所須唯是藥物微躬兼此外更何求] 食衣居医 求めざる所なり。此の外をもとめいとなむを強欲といふ。富まざる人の倹約なるは、世の常の人なり。[倹約ハ去心ヲ可付此ノ四ツノ不得求バ不可ト必ス驕リテ奢ル人ハ非ス此ノ四ツヲモ不離不棄風雨ヲフセグトモ倹約ニ求ノ心ヲ]

世法師は浄土宗なり。[浄土一宗ノ学モ恥ルヲ毎ニ] 是法法師 作者部類云念阿ノ真才也 新千載集。後拾遺集ノ作者ト云ヘリ

[学ヲ改テ人ノ師ニ近ト云ヘリ] 人なるべし。学問をして、[学問ヲ] 世法にあらざる事なし。いとあるべきこと。[人ノ師ハ] 徒然ノ本意ナリ 前段ノ法師ハ人ノウトクテ有ル上云ヘル処ノ一意ナリ

[人ノ[illegible]] 此段ハ古ノ段ノ裏ヲ云リ 云是法 学問ヲ不立ヲ云 爰ニハ戈浅ノ人ノ中ヲ好ニ依テ嘲ルヲ云ヘリ 尚ノ此段愚癡ノ人ノ辞ハ浅ミレキヲモ顧ス

法師は、[人ノ中ヲ好ニ依テ嘲ルヲ云ヘリ] 尚ノ 学問して、[人ノ師ハ] 世法いとあるべきこと。いかばかりもことなる事。たとへば、[人ノ師ハ] 四十九日の[illegible]を営ぶ。或聖を請じ、[illegible]を[illegible]。[illegible]と感じ合へり。或者の云。何ものか[illegible]唐の物

仰ちんうへつといひうしなはれしうりなり。（涙ヲ流ストヨリカリ）あさましきわざ。（兼好ノ判ク愚癡ノ人ハ必ス是等ノ一ツ二ツ説法イフタメ評判アルベキニ何ソ形イヲ畏ル）

師のもとへやうやうあるべき。

又人の酒をむりしてのませまづくべて人よりまづ人にすすめんとするに仰せられんとするこそ。剣（兼好ノ判）

てんとすれば。二方よりきらめき抽ちぬれば。先我頭（カシラ）をきるあり。

人をゑきらめんなり。をのをきしげ（ソモ）辞（コトバ）てうちぐ。

人へもめぐらすべき。剣（兼好ノ判）

けうすやいとはるるこそ。

（此ノ剣ノ譬ノ辞ハ主ヘタルヤウニ見ルソ前カドニヨリ試タルナラネバ必ス其ノ落着キク疑ノ残ス可ヲ何ノ思慮ナク剣ノ譬ヲ云ヒ若シ其ノ人剣ニテ我頭ヲ切リコロシタルニヤト辞ヲ貶ノ義ニ記ス）

ばくちの負きはゆりて。（其ノ負多ク者ノ）のうちくうちいまうんとせんとあひて。（逢ヒテ見ル人悪シ）はうたべし。（其ノ打ベカラザル謂）ぬすびとはて。

猶べきときのいのれるとき。

ものをとるべ。ものとるとき。

ようなりといふなり。ある者ノ

（此段時変ノイヲ云テ天地ノ理ハ極ヒハ必ス変スルコトヲ云ヘリ易六十四卦三百八十四爻モ時ノ一字ク其ノ時ヲ知リテ進退スルヲ道ヲ知ルトハ云ナリサレハ如此ノヒトシモ皆天理ノガレ難キ証ノ尚ヲ人ニ時ノ至ルト云コトヲ教ユ）

論語魯人長府作ラ旧貫仍チ因テ奮ノ云ヘル如ク無益不可改但シ益アラバ改ベシトノ下ニ引リ

あるこあり。益なきをなすはかなし。

雅房大納言はもかまくらの人にて犬をかひけるなり。

（大将）大納言ハ文官ノ大将ハ武官ノ大納言ニテ大将ノ兼官スルヲ手柄トス

ぞうやとあるけうの院の

（近習ノ人雅房ヲ妬テ讒スルヲ後宇多院カ此時後宇多天皇ニ三院ノ心ヒヽスナリ）

つとめられるべからず院ノ
雅房卿飼ふよりうんとして。いきてる犬のあるを
きりはなすを。中垣の穴より院ノ疎
されきるに。うとゆくくまくれがりて悪
来の神氣をもたぐひ畢竟官ラスノ公ヲラ云犬ノコモナルヤト思ヒ云ヒ
是ハ兼好判ノ殺生ヲ戒ム
さだりの人飼ふとられるけるハ思ひたるみ
雅房、思ヒカヘスコトメガラヌ
れど。犬の足ハ泥ちきるすく。虚言ハふ仮ちれども
加ふることをきうせ給ひてすませ給ひける君
此神心いとたうときなり。大きといける
たうときこと 万物同根一体なれ生ヲ見テ愛シ死ヲ側ムハ仁ノ発スル処ニ斉ノ宣王ノ牛ヲ
武ハ鶏ノ切足ヲ結ヒ
いとたうとし
嘲笑ノ類

タスケ招宗ノ蛾。水ノカケ玉ハヌモ同ク一ナリ

まん人ハ畜生殘害の類なり。美の雪鼠ちい
ききむ。までも。心をとめてありさまをえん
ちに。ふをとひ。釈とちつ。夫婦をなな
ひ。ひ。いつ。欲多く。分をとめて。命をわ
ちるひとへに思癡なるゆへ。人もも
さりてもるつ

全ク天理ヲ備ヘバ生ヲイタム心ナレトモ人ノ痛ヲ畜生ト斉シ

怒ハ欲ヲ慣ヒ命ヲ凡ノ生ル物ヲ計ヒアリ

子とおひ釈とちつ

然ハ況ヤ其餘ノ鳥獸ヲヤ夜ノ鶴ノ子ヲ思ヒ巴猿ノ勝ヲ断羊ノ跪テ乳ヲ鳧ノ雛ヲ哺ヲ
類是皆鳥獸ノ子ヲ思ヒ親ヲ慕スル證拠ナリ

生ノ嬉しと変ちひ

肖物論ニ猿ハ猫狙ヲ雌トシ麋ハ鹿トツルニ鱗ハ魚ト遊ブトアリ

詩ノ周南ニ螽斯ハ妬忌セズトナレハ其人終ハ可知

まことにあるべし。餘とうぢんとする
いそがしうんうんざうんん。まことべて一切の有情を
見て。慈悲の心あるべんは人倫のあるべ
心段尤有情ヲ見テハ仁心ヲ可發ヲ云ヲ　　おのれ田生殘害ノ類ヲ云ヲ應ス

顏回

顏回ハ志人の學をなと
こそうとも。まことべて人
を苦物とおもへばなり。
唐ノ字ニ上ノ字ヲ加ヘテ分ケ出ス心ナリ　是ニハ兼好ノ詞

論語云顏夫不善未嘗知之ヲ云ヲ

いやしき民の心ともうだちなべ。よいときも
きるべきもの。わたくしの
子ともとも　　幼少ノ子ヲ云ヲ

禪録。賺雜ト云語ナリ

いひさうめて無ざる事ありわたくしき
人ハ海とする人の海ぞ。其ノ海ぞ辭
きるべ心ハ分けて。れをつくづく
しくあるべき思ひ。緣ノ切なるべ。色とな
やまして無ざる慈悲の心のあるべ。れとなる
き人のよろこびいろ。かるひ。あのしも
虛妄　ムナシキ妄念ナリメトハ根本ノ虛妄ニシ
テ喜怒アルニジキ我心ナレバ樂ムナリ來レハ其ニ
著メ樂ミ悲ムナリ來レハ其ニ著ノ悲ムナリ其時根本
樂モナキト云フヲ忘レテ一偏ニ著シテ實ト者
トスル故ニ實有ノ相ニ著スルト云ヘ

ゆむ。人とそこなる事にもあるべ。
心ろうく　　素門ニ云百病生氣ヨリ

其ノ慈悲ハ無ルベシト思フ可シ

其ノ一ヲ見テ其ノ二ヲ知ル云ヲ
人ノ心ヲヤブルコトノ重キコトヲ
其ノ一ヲ上ニ

ちうくぶ（情ヲ）ちうくぶ（内傷ノ病ハ多クハ滋ヲ為シテ病ハ少シ）ハ茅（発散ノ薬ヲ与ヘテモ汗ノ出マヒアリ）
のこて汗紙をもるまゝ。一旦（タン）ちぢをそなへ（発散ノ薬ヲ与ヘテモ汗ノ出マヒアリ）なくこそあれ
濕（シツ）さ。心の一日ざなり
雲（ウン）の額（ガク）を書（カキ）て白須（シラス）のこいるを（心ノ動ニ動ヲ加ヘ敬）ちるべし。凌（シノ）
きたあらば
凌雲額 三國史ニ云魏ノ明帝立凌雲觀誤先鉞擾乃竺竜盛五年誕輙軒引上書ヲ
去地ヲ二十五丈既下ハ鬢髮皓然還語子才直絶此法
○此段幼稚ノ者ヲアドシ與スルハ仁愛ヲキヲ速ニ次ハ人ノ体ヲ破ルヲリ心ヲノルレメルハ却テ重キ罪
ナルヲ戒ム
我分を好うして 分ヲ以ニ人ヲ先ズト
云ハ礼讓ノ道也九ノ此ニヴルト云ハ聖人重
キ教ヘサビ堯王ノヲ允ニ恭克ク讓
ル虞ノ代ノ史官ハ示シレ孔子ノ御德ヲ温良
物よあらそつたゞ。と性
（曲礼ニ曰ク醜不善トアリ論語ニ君子ノ行ヒ訥ナリトエリ）
てんよ。ちうぶ。我分を

恭儉讓ト子貢ハ美ヲ 然ハ我身ヲ
謙ノ人ヲ先ニスル処人ノ進キ行ヒ也可謹
まはしこび。まの遊びに
無所ゝんゝなり。そのまゝ
あるこゝぶ。されば。まのて
又ちうまてうう。我負て
ちうぶ。負てあるひの真ちうぶ
思つて。心をなぐさ
むつまし。人をちうあ
むきてものまこが
をこ又礼あこ。さまこ

（他人ニ対シテ己ハ人ニ対シテ己ハ仁法ニ対スル）
（向ノ者ヲ我ニト量リ）
（不善ノ人ヲ先ニスルノ者ヲ）
（内ノ物）
（向ノ者ヲ我ニト量リ）
（我ニ対シテ負ハ我ニ負ヲ負ヲ負ヲ負ヲ）
（「時」疾ハ好ハ是ニ益ヲ成）
（「時」疾ハ好ハ是ニ益ヲ成）
（「時」疾ハ好ハ是ニ益ヲ成

こうして。ちぐきうしのことを遺恨にもよ類多し。ある
れあらそひとなのむ失なり。人はまことに
ずと思ひたで学文して。学問を人はまさん
と思ふべし。聖人の道とそのおとちらばいまは残らば。
しかるとあらそふべきこと。官職に就くこと
べき就なり。大なる職にも辞し。利をもとめ
ずん只学問のちからなり

甚しきは人の悪を処不実にして大なれば人の悪を処又貧賤の
人多し此背学の力

○此段里三文人礼議の心を知りて自己の謙退スルヲ教ヘ人の悪を処ハ人ノ好ム所富貴ノ二ツ人ノ悪ム処モ又貧賤ノ二ツ也此学問ヲシテ義ノ知ハ好ム心義ヨリ利ヲ捨テ自己素クスル人古今其

樂ヲ人本意ヲ顕ス

貪者ハ此段上ノ礼議云ヲ義ノ世間又

心ノ分際ヲネ知過分ノ利ヲ知ムヲ礼ヨリ上也

貪者ハ賊をもて礼

老ゆる者ハ力をもて礼

得ル位ヲ依テ其ノ失ヲ改ノ教ノ曲礼云貪者不以貨賤礼ヲ老者ハ不以筋力ヲ礼ヲ云

らば。ものが利をもとめて

是ヨリ以下ノ段ヲ

と知ることなかれ。及ばざる時は速やむ

貪者財ヲ本用ヲシテ光人ヲ本ヲ走ル世ヲ以ルヲ人ヲ物ヲ人ヲ

なり。利をもとめて。ものが

なり。まして。ものを

濫なり。まして。ものを

ととろへて分をもとめざれば。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

（ナラヒ）アル時群臣門ニ入テ再拜ノ礼ヲ奏
（ヒ）ス瑞ヲ上テ二人ノ者庭ニ立ツ並ビ祝申
事ナリ是去年国ニ出ル瑞ヲ奏セシ吉祥ヒヲ書集
テ今日奏シ申ス

大極殿　拾芥抄云ク大極殿朝堂院ハ天子臨時朝ノ位諸司告朔ノ所ト謂ヒ
（ヒ）ト

李部王　延喜御子式部卿重明親王ノ
（ノ）
其ノ顕ヒ記録ヲ李部王記ト号ス吏部ハ式部ノ異名也吏部本ヨリ辞書ニ通ス故ニ用ユ
（ヒ）

聲もなくて孫猶にて。大極殿にうち出の御花を
まで受えけるとうり。李部王の記よりとうり

東と花　礼記云宸時東首
（ヒ）

孔子東首　論語曰疾ヒ君視ル東首加朝服拖紳
（ヒ）

朱注云東首以受生気也
陳氏云天地生気始東方

宸殿の方ハ東に花をうえて。湯気をうくべきなり。
（ヒ）

孔子東首ハ南なり。大弗宮ハ南に向ヒ坐ス也
（ヒ）

孔子ハ東首ハ東方ニ向ヒ坐ス也
（ヒ）

ゆゑに人ハ東方ニ向ヒ坐ス也。ゆゑに大弗宮ハ南に
（ヒ）

向ヒ坐ス也。ゆゑに宸殿ハ東方ニ向ヒ坐ス也
（ヒ）

ハ九カニヲガムヨリ天子ノ御身ハ爰ニ
ミエ三ミテハ九カニ太神宮ヲ拝ミ奉ル
○此段天子御花ノ方角ヲ記ス

白川院ノ三朝　集云三昧ハ云調直定ト
又云正定ト亦云正受ト○常行三昧ヲ行ル僧ヲ云ヒリ

法華三昧

律師　要覧曰律鈔解題云仏言善
解一字名律師一字律一字也宝雲
経曰具足十法名律師ト

鏡さんとうきん　三体詩詩陳詩高
一曲掩明鏡昨日少年今白頭

伊勢ハ南なり。大弗宮ハ南に向ヒ坐ス也
（ヒ）

ゆゑに人ハ東方ニ向ヒ坐ス也。ゆゑに大弗宮ハ南に
（ヒ）

向ヒ坐ス也。ゆゑに宸殿ハ東方ニ向ヒ坐ス也
（ヒ）

白川院ノ三朝僧ハ法華三昧ヲ行ル者ニ
（ヒ）

やはり者ニ成ル時ハ法華三昧ヲ行ル
（ヒ）

て。鏡とうきんとうきん。
（ヒ）

我所の月よりも清き
（ヒ）

ものとあまりうの心うく
（ヒ）

なるて。法さんとうと。
（ヒ）

一曲掩明鏡昨日少年今白頭

かく続とれわれこそはようにらばさらるる人
よまじりる事なり。浄堂の法師ばうるあ
ひて。為居りと学仏（五前人蓮華堂）（兼好判我形ノミニメキヲ知リタル事共）ありくらく
云つかこつぶなる人も。ひとのうへとのこちりて
（他人ノヒガミラバ見定自己ノ只ヲバ忘ル常人）とのまとばかるなり。我をもらしてを外と
定木直カラズトテハ向ノ物ノ曲直ハカリ難シ
きるといふことりあるべからばさればとのまことをる
（論語曰吾日三省我身ヲ）
世間をれる人といへ。かつもんすくけまこともも
きらば。心のおろかなるもしらば。芸のつたな
れとも志ばそのの教ちるぬとも知ぞ年の老
ゆくもを知ぞ。命のをるすもをるばの死のちる
きるもをるばふたのいるるもをるば。彼の
分の上の非とをるば。況して外のをるまをを
らば。但をるば（是ヨリ自問自答ナリ此ノ我ガヲ知ラ人ノ云ハ由）年ハをへて志る。我身の
事をるぬよ（我ガノヲバ何ヲ證拠トシテ見ルベキヲ）ハ知ラズ（是ヨリ人ノ善ク似タリト）
ぬよ似るるとも（是ヨリ人ノ善ク）
ひ知るの人ノ舞ク
ひ知るのるせもをあ（あノ人ノ義ヲ）ちるまをとをるば。
ちんそやをて志りぞる老ぬとをるば何ぞ志りいらん
分とやもくせざる。行とをるなりとをらばちんぞ
（此行ノヲロカナリト知ラバイカデ其恩ブコトヲニツトメザルベシ）
茲と思ふ事。茲よあるばるをべて人の愛楽せ
（書大禹謨云念茲在茲ト云）
ばるをして。況ばるば恥なり。形ばるをくをを
（愛ヲ楽ラズ処ルニ云上ヲ求ル交ル）

くれすて出つゝ、善知にして、大納言の御ゝ。
不堪の藝とのらて、法能の産よ。ちゝかなり。子の
（芸器用ノ藝ヲ云前ノ藝ノハヤキモノ知退ヲ云）
らをいづまそしさうなるゝ。呪をよ
べさるをとゝ。かゝあることとうるさゝ者ゝ
らをまちゝ人、よ恐人、嬢ハ人のあこの系孤よ
（諸ノ人ヲ恐ハ其ヲ人ノ）
あゝびむさゝりんよ。ゝ身とゝ
（考ノ皇意待恐嬢ハ皆ノ人ノ意ノ）
しもなり。貧乏のやゝ食をとゝ大事今
こゝに来れりとゝ
誠に命の終ヲ知て、無ヲ貪リ人、嗔ヲ
ダニカニ知ス故也
資季 正二位大納言長、楊梅中将
長氏 後三位宰相中将長、中院
資季ノ大納言入道とゝ
元者る人。具氏宰相中ねりあひて。吾主ぬ一ゝとハ
まんなどのゝと何事なりも答ゝさらんやと
いまれれば。具氏いゝ待ゝんとゝれけるなさんば
あゝびゝ孤人といまれて。具氏ノ辞 ゝきるゝハゝる
つも学びゝり待ゝ孤ゝ易ゝまゝもゝ何
とゝるき。ゝゝるゝのゝよあゝつゝるき事をゝそ
（諸ノ言尼坐言ハカリ）
問ゝまゝめとゝされゝる。資季ノ辞 ゝゝて。ゝゝるのあゝき
るゝハ何事ゝもあゝきゝんゝさんといまれれ
べゝ。院ノ主 ゝ昭ノ人ゝ女房ゝるゝも無あゝけゝゝひなゝ。
ゝてゝゝゝハ何おゝそゝべゝ。貧ゝゝん。

人ハ。偽（ガ）をまうけらるべしとさだめて。ものおよ
てめあくせらまこさうなりなに。異氏おさなくより
（李子ハ膳ヘ）
ゆきうひ結ぶど。彩心ちゝぬ事侍り。ひとのき
（是ニハ人ノ見ごろ。まと。古来ハ其ノ子ニ分明ナリ）
りまやうきりまのをうぬ。ちゝぶ。いりうまん
どうとり事ハいつちる心ゆ侍んまんとりさ
れけるよ。大納言入道ハ。ものをつゆりてちれハそぐろ
どなれバいつにもゆ。ちゝびといられけるを。（異氏）のりよ
りつきたハちり侍ゝぶ。そぐろとこぐりまん
とさぐめりつとりされ。れ。大納言入道負よ
（諫ハ。ネスヨメリ。其事ヲナシトゾムラ云ヘリ。根源ヘ）
りて不諫いり侍ん。くせらまくりけりとぐ

（前段ノ我身ヲ知ラズトモ言ハズ。此ノ失ムーヲ成ス）

（前段ノ頂）
くりあつちげ。（花園ノ院ヲ号ス。藤原ノ法皇。崩御以後ノ記ニ依ル故ナリ）法皇ハ御おくりひて。僧
ゆのまいりけるよ。今さいり侍ゝ。僧御のをくをゆ
字も功能（良性）もまづりとりされてそゝりとり侍ゝべか
草（ザウ）よれ。ゆ。ひくあくせらまこ侍ま。ひとりも
（本草ハ神農百草ヲナメテ作リ。玉ヲ鉄ニ増業アリ）
とあやまり侍ゝとりけゝ。時も。六条。（右）内府
（六条右内府）内府ハ内大臣ヨリ後一位内大臣
有房。村上天皇ノ御末六条ノ左中将有通
息。和漢ノオ人。能書ヘ
あちといよ文（モ）家ハいづまの
（土偏）塩ノ字ハ俗字ナリ。鹽ノ正字ハ韵會
鹽ハ余廉ノ反。説文ニハ幽監ノ声ニ寄ル。風ノ初ノ
偏（ヘン）まる侍んとられ
ちりけるよ。土偏（ド）まるとと

（廿終）

作者海鹽ヲ徐ノ国ノ黄帝ノ臣也

にあらぬ[申詞]よりいとうれしう

[とよみ] ドシト笑フ〻〻ク八雲ニ響キ渡リ 千ニ

秋萩ニウラヒヲレハ足引ノ山下トヨミ鹿ノ鳴ク

うれしかりけり。[内府詠]

さだとうまてはへ床ー

きこゆるかなあてはり出はう

徒然草諺解巻三終

是ハ以下ヲ下巻トス初此一段ハ万ノ物ニ観スルヲ云ハン為ニ始ハ月花ヲ云出ノ終ニ我好ム処ノ無常ノ処ニ云 課ス

[ちゑのちなみ] 望ノ隈ト云フ晴明ノ月ヲ云隈ハ水隈ナド云ハ水ノヨトム処ヨリ始ト雲ナドニカクル、ヲ月ノ隈トハ云ナリ

[のこりなく捨クハ] 尤盛ノ花 晴明ノ月ヲ愛スル所サレハソレ計ヲノミ可見カトヘ

西行

春ニナル梅カ枝ハ何トナク花ナル所ヲ〻ミキ哉

家隆

世中ヲ思フ〻ナテミル時ハ散ヲ〻ノ花ノ盛ナリケリ

西行

中〻ニ時ニ雲ノカヽルヲ月ヲモテナスケシキ成ケリ

ちる花の後ヲ云

ちりぬるとてそ人ハ忘れかたき

「ちりぬるとてそ」

[直ニ目ニ見カタキ人ナリ]

[春ノ名ハ]

[東ノ隈ハ晴ルヘキ者ヲ]

[五重ノ塔ノ上ハ兼ネ]

[ナルヲ]

[ヲロヒコヤシテ]

[ヲ]

[ヲ]

[ヲ

ぬけるへ。花をとんでとゝいへるに。たとへるなり。花
のちり。月のくもるをとゝ。きつゝ。ちるひ。さうる事
れど。こゝにたとへ。こゝ。ふれるなり。人をそ。此枝。この枝。ちるよ
うり。今八月ちるどゝ。云。應
も始終。そたゝれ。男女の情もひとへ。一通
ゝるとゝ。ばいの。絶。前ノ句ト同ジ。あまでゝ。やこゝに。うさを。たとひ
あるもの。化。契りとゝ。こゝ。ちる。約束モ変ノアダ。ヒキヲカコチ恨
まゝき。雲井。と。思ひ。やり。遠國ヲ里ニ隔リ海山ヲ飛テ其人ヲ思
ゝ。蓬。が。やどにむしを。
ゝ。のぶ。そを。こゝ。のむとゝ。
いもあ。是ヨリ月ヲ云。月。月。月。ちる

後茅　荒タル宿ヲ云　茅ヶ生ル宿
宿にしもとゝ。ゝ。の。山　葉平ノ歌
月やゝ。ゝ。春や昔ノ春ゝ。我身ヒトツハモトノ身
望月　十五夜ノ月ヲ云　月延ニ桐ヲ云ノ

我ヨリ又ヲ八滿也ニ注ス

あ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。暁。十日以後ノ月
ま。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ

ちるさ海にもんぐ。真すさ海もなげざうなり。
うと田舎の人てそ。色こく美はしき花。
りとゝん。孫だより文よりう。あるめもせぬまり
て。酒のを連歌して。さて大なる枝。心ちく折ら
ぬ。泉水などにてあさひ
うして。雪ふとりとり立て。
あとつけちど。よろづの物の
し。是ヨリ以ノ田舎人ノ風ニテノサハガレキヲ云
さやうの人の祭ん
祭 加茂ノ祭ハ四月二ノ酉ノ日也
又加茂ノ田祭ハ四月十ノ申ノ日也
ハ機嫌なりて。酒のを。
裏

等閑ト書リ立ル事ハ一ト云ヘ
具ノ名ニ云ヘ人ニ云ヘ
あるめ 傳見ト云又八雲ニ外見ヘアリヨリ
メモセヌヨリ 千ニ
徒ノ国ノ雅ヒヲ人ノ後君ニワタスベカラヲ事ヨリ

ひ。囲碁双六などあそび
れば。ものうちふとい
やうなあるを。
我ニ先ヲ
ちらわてをあひつ。
棋歩ノ
さぬまハ人ちうんまで
をのこんとちちちべし。
ハわりていもんぐ。
モノ体ニ見テ是非ヒト見ヘテナ
人ちちぬ人のうしろ
立居ニテ立居ヲ下人
ちちべ。
有ヒトリ及ヒ越ニ
ちちべちちぬとりな
棋歩ノ
ちちとにいひてちちう
ちてとちひてあり
ぬ。
平兼好評ノ
ぬ。
是ヨリ都人ノ静ヲ体ヲ云
ちの人のゆ
受ケ示メ名ヲ
ちちべ。
ちちべ。
官ヒトヲ
ちちあ海あ
ちちんとする人ちち。

[illegible] 云フ根百[illegible]
吉アリテヨリ今日人ニ菱桂ノカヅラノカ
ムノ[illegible]リ加茂松尾ノ社司ノ日ヨリ不
ミヘ奉ントシ二葉ノ葵ヲツミテ桂ノ枝ニ
付テ御簾桂諸道具ニ今モカクル

[illegible]見車ト
ゥ車とものゆきとそ。そ[illegible]
れば。牛飼下部ちとの
[illegible]花襲ノ体
つまくちくびに。巻[illegible]
ともに。おちくちるをぬ[illegible]
[illegible]人もいづくへ行つゝん
[illegible]
すきねまは。簾[illegible]
[illegible]

何とちく菱うけ[illegible]
て。ちゐめ[illegible]きに[illegible]
[illegible]見物ノ時ノ云
[illegible]ぬなど。思ひてよ
[illegible]
[illegible]彼ノ人ノ
[illegible]ちどもとひよ
[illegible]詩ノ名仕ル者ト
[illegible]
[illegible]祭ニテ人ノ見ル云
[illegible]ヤウニ車ニモ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

びしげなりゆくそ。世のくめりしもとひ[illegible]
てあれもれ。大路[illegible]千路ノ大路ノヤウニ見タルコノ祭ヲ見ル本意ナリ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

あつまり　千人ニアリ

あ悪　鳥部野ノ烟タ（英舟悪ノ死人ハモアラズイツレ
ノ日ニカあ悪を鳥部野ノ木トリニ骨ヲカラレテ空ト
名ヲ〻ミ残サン

棺　死骸ヲ入ル箱ナリ　香名　比土岐

ひさ〻　警南ト古ノ責也

つきにもよらぬ。（生気ノ）死期なり。きゝふまでのゝびまきたる
不思議なり。（暫時ノ間モ常アルカト思ハシヤトゝ）世とのとうゐかもひなんや。
まゝゝそといふものは
まさるとて（毎日死メキウスルトノ事ナリ）うちとゝく程なり。
（不慮ニ死ル人間ゝ）思ふうけぬハ
（兼好ノ自ラ云ヘリ）ゝゝきゝ

まさるゝ立　二・三・五・二・三・四・一・三・一・三・一
和此白黒ノ石ヲ立十二當ヲ除ク

双方の石をて俗りて。ゝ
ゝいづまのいつも出ぬ。

とりとりぬ出ぬ。その（死）のれいのれぬとんれど。ゝ
ゝふまで。（同）後はまぬきゆくゝ。いづまもの
さゝに（ニコ主ニ人ノ生死ハ孔子ノ云ヘリ）似ゝり。（ツメ）出ノ軍ゝ出ゝ。（敵ニ射ル人ハ千ニモ雖ト道）死ゝちゝきゝ
ゝて家をもゝれ分をもゝ。（世ヲ捨ル楽ハイフニ及ブ）世とゝしゝる
ゝの（ニツ）雨水石をとゝてあをひて。（朝夕ニ知ル所ノ死ニ近キヲ）ゝとゝに
ゝを思ふハ（条所ニ住ル人ハヲロカナリト）ゝゝ。ゝゝる山のわく（ニツ）
のゝ死きゝひまゝ（ニモ道ニ奉ル人間ノ化モノニ）ゝん。その死ゝのそゝる
（ニモ消タヘ人山里ニ入ル人ヨモ）
くさの陣ゝゝめゝ

（兼好家ノ集ニ修学院ニ云ヘコモリ侍リ）
（ノカレテモ栄ノ方ノ方ノゼニイヘイクホトカノトケノカルヘキ　麦モ此ニ同ト云ヘ）
（ニツ云ヘル麦ヲ栄ノ日カルヘキ）
（ニツ云ヘテ麦ハ又葵ノ枯ヲ）

祭るゝぬれバ後の葵ゝ
不用

タルハ芝情ヲ必ヲ花ハ盛ノ月ハ雲ナキヲ見ル抱ク人ノ心ヲ存モ云顕メ一切物ハ必残リ名ハ紀コソ面白ケレトハ云フヲ云ヘリ

しゅうもなく笑ふ。

なれ。さるへきやとれ。

団防内侍 一説後冷泉院ノ女房団防守繼仲ガ女ナリ云 又宗仲カ女ナリ云ヘリ

サヤウニトリ捨ルモ有ルニヤト思ヒシガトモ

「古今ヲ引テ古人モ枯葉ヲトリステヌ證ヲ云」

心ハ我思フ人ト諸共ニ見タルヲ思ヒ出ラモ共ニ見テコソ甲斐アラメ今ハ諸共ニ見ヌハ甲斐ナシトヨリ御簾ハ見スト云カケシ辞ク

此奇モ葵ノ枯葉ヲヨメルク

母屋 今云ヲモ屋ト同シ或説ニ母ヲ置ノ所ヲ指メ母屋ト云ヒ父ヲコソ本屋ニハ置ベキ子ナレ捻家ハ皆父ノ家ナレバ母ヲ置ク処ヲ云トヨリ

なりとて。或人の御簾を

ふ紙ばかりとせられ侍る

ようき人のまゐるべ

侍。ようき人のまゐるべ

ものとて。団防内侍

かくまでかうしきまはいもろ

なるようのあはひのうまゐ

ばかりとよめるも。母屋の御

簾よ。葵のうまゐるかを

ふとよめるよ。家の集

「有人ノ自ノ奇ヲカキ集ヲ云」

もり。ゆるき奇の細言は。か

れうあはひよ。さいつ

うけるとも侍り。枕草

子

清少納言 清少納言ノ作ク三冊或ハ五冊

詞書 新古今ニハヤウ物アケル女ニカシタル葵ヲ見テアレノ日ツカハシケル 実方

古ノ葵ト人ハトカハ共ツノカミノ今月ノ志ヌ

返シ ヨミ人知ラス

枯ニケル葵ノミコソカナシケレ哀ト見ヌ人ミツカキ

枕草子 清少納言ノ作ク三冊或ハ五冊

われる葵とうけるとそいふ

うれ。鴨長明が四季の物語

鴨長明 作者部類ニ鴨祝宜長継ノ男

系譜 孫。應保元年十月十七日中宮

叙爵ス 菊大夫ト号ス上云ハルヨシ出家ノ名

法徹ト云ヘリ外山ト云処ニ住メル由

あるべき。御帳よりくまる

ものとも九月九日菊

の物語の菊のおりまてとも

もあるへきにてそ

れうあはひよ。さいつ

うけるとも侍り。枕草

子

清少納言 清少納言ノ作ク三冊或ハ五冊

詞書 新古今ニハヤウ物アケル女ニカシタル葵ヲ見テアレノ日ツカハシケル 実方

古ノ葵ト人ハトカハ共ツノカミノ今月ノ志ヌ

返シ ヨミ人知ラス

枯ニケル葵ノミコソカナシケレ哀ト見ヌ人ミツカキ

枕草子 清少納言ノ作ク三冊或ハ五冊

われる葵とうけるとそいふ

うれ。鴨長明が四季の物語

鴨長明 作者部類ニ鴨祝宜長継ノ男

系譜 孫。應保元年十月十七日中宮

叙爵ス 菊大夫ト号ス上云ハルヨシ出家ノ名

法徹ト云ヘリ外山ト云処ニ住メル由

あるべき。御帳よりくまる

ものとも九月九日菊

の物語の菊のおりまてとも

もあるへきにてそ

菊ようろうへらろ　色ばかりをうつしてうつしの糸とくしてまつ
ぎくり九月九日の菊とあやとをくしのまゐ
月比あるくをむとりくへてもつるくをくをう
くをむ　五月五日典薬寮アヤメの包ヲ奉ル群臣薬玉ヲ献命婦ヨリ五色ノ糸ニ菖蒲根
ナト玉ニ貫キタル物也是ヲ薬玉ト云ナリ

枇杷の皇太后宮かくれ給ひて後ほどなくあやめ草を見て

枇杷皇太后宮　御堂ノ関白道長公ノ女也
上東門院ノ御一腹ノ妹ニテ三条ノ院ノ后也
万寿四年九月廿四歳ニソカクレ給ヒ玉フ諸
抄ニ昭宣公ノ女穏子也トスハ誤ナリ

枇杷の皇太后宮かくれ給ひて後ほどなくあやめ草を見て

あやめ草渡ノ玉ニヌキカケテ折ナラスチラレルソカケ
ハ奇ノ意ハ皇太后宮ノ御ハヒニス時ハ菖蒲ヲ挿
タリシ。アヤメ草ヲ今ハ渡ノ玉ニヌキカケ
折ナラスハ　時分五月ニテハアラネハカケル折ニテモ
キニ渡ノ玉ヲ掛タルトハ又思ヒヨラスカクレ玉ヒシ
云ハンタメニヨソヘテ云ナリ

あやめの草をちらす　同集花ノ香ノ過シ

ちらへかるよりも。八重桜ハちらの都にのこりけるを。

詞花集ニ一条院ノ御時ナラノ八重桜
人ノタテニツリ行たるニ侍ケレハ其花ヲ玉
ハリテ　伊勢大輔

古ノナラノ都ノ八重桜ケフ九重ニ白ヒヌルカナ

尼近桜　紫震殿ノ左右ニ左近ノ桜
右近ノ橘ノ南ノ木アリ　江談ニ曰ノ内裏ノ震
殿ノ南左ノ桜ノ木橘ノ木者旧跡也　件橘ノ
木ノ地ハ昔ノ遷都以前ニ橘氏ノ大夫ノ宅也
拾芥ニ曰庭前桜樹ハ本是梅也
恒武天皇遷都之日所殖也而及承

江侍従

玉ヌキニアヤメ草アリナガラ淀野ハ人モイ
ケ心ハ玉ヌキトアヤメ草ハ其ニ残リテ有ナガラ其人カクレ玉ハ如此ニ夜殿ハ荒ヒ人ヤハカ見ハサリ
物ヲトヨメル心ナリ　ヨトノ　大菖蒲ハ淀野ニ生ズハ寝殿ヲヨソヘテヨメルナリ

弁乳母　作者部類ニ前ノ加賀守顕時ノ女陽明門院ノ御乳母

江侍従　同云大江ノ匡衡ノ女母赤染右衛門

家ありしの紀ノ木ハ松さへ。

唐詩歌ニ李賀ノ五言ノ歌作ル五葉ハ五葉ノ松

ひとりへかるよりも。八重桜ハちらの都にのこりけるを。

詞花集ニ一条院ノ御時ナラノ八重桜
人ノタテニツリ行たるニ侍ケレハ其花ヲ玉
ハリテ　伊勢大輔

古ノナラノ都ノ八重桜ケフ九重ニ白ヒヌルカナ

尼近桜　紫震殿ノ左右ニ左近ノ桜
右近ノ橘ノ南ノ木アリ　江談ニ曰ノ内裏ノ震
殿ノ南左ノ桜ノ木橘ノ木者旧跡也　件橘ノ
木ノ地ハ昔ノ遷都以前ニ橘氏ノ大夫ノ宅也
拾芥ニ曰庭前桜樹ハ本是梅也
恒武天皇遷都之日所殖也而及承

の伊勢ノ御息所ノ歌ニ
ひとりへかるよりも。八重桜ハちらの都にのこりけるを。
はるをせきあへぬなりけり
伊勢ノ物語ニ吉野の花。花ハ逝
のさてこれひとへにてそ
あるとハ。八重さくらハことやう
の花なりいとおちくぬ

和年中ニ枯失ス仍仁明天皇被改樹也云云 仁明ヨリ桜ヲ植玉フ

をそさくらとそさかぬ。ひ
た白きをうを紅梅ひらへ
りる紅梅のよるひめて
梅へさくらさきあひて。
枝うちをつきるまろ
きて菊ろ心とくたう
なる紅ひらへ梅とちん。
くうへらまさりける京極
の屋の南むきに。今は二

使ヒ手ヲリ直サフ云

ぢきてうへどもちん。
むしの付るもつ。梅

暮春ニハ陽気イヨイヨ盛ニ虫発スカリ

初春ニ早ク咲ク上ハ梅ヨリ只八重梅ヲ暮春ニ咲花

かさる

暮春ニ花咲ク梅ヨリ

花そさき

花心サヒキ上ニ云ハシタメヨリ

梅ノ時分ニハ梅ノ花ハヨリ

ちれて。

其ノ枝ヲ爰ニ梅ヨリ

花。けとちれて。

ひらへなるうちん

京極入道 正三位權中納言定家卿ヨリ貞永元年十月ニ出家シ法名明静ト云京極ノ小ハ冷泉。南ハ二条ニ家アリケル故京極ノ入道ト申也 孤雅集ニ定家ノ卿ハ宇多天皇ノ家ニ入ル侍ケル梅ノ木ノ花ニ立入テ詠ケル

自文ヲ侍ケル梅ノ木ノ花ニムスビツケル

永福門院ノ内侍

ワスレテ宿ハ昔ニ咲アリテ人ヲ又軒ニヨフ梅ノ枝

月ハりの影えでとべて
て。ゆでうきものなり。
梅ふり。大なるし。草ハ山吹。藤。杜ろ。ちでこ。池
ハ蓮。梅の草ハ。萩ときぞ。きちうう。蘭。女郎花。ち
ちう海。ふじ。れもう
うかやうんぶう。鶯。
もしきう。ちと。朝顔。いつ
まもいとたうらぶ。さて
やうなる垣よ。ふぢ。

枯梗ナリ 古今ノ歌ノ名ヲ有

秋チカウ野ハ成ニケリ白露ノ玉ヲ貫ル草ヲ色猶

これもう

今立花ナリ上ニ用ユ葉ハ刈リ

蟲ニ似テ極アル草ナリ木香ヲ多識ニハ

モカウトヨメリ

菊 菊ハ黄菊モト八ノ字ノ入タルヲアリ其

時ハ菊ノ類ニハ黄菊ソト云心ク

八ノ字ナキ時ハ上ノ菊ハ白菊ナルベシ次ニ黄菊

モト云フ心ナリ

ちうや

ちうニ注スチイサキ心ナリ

蘭ハ又藤袴ト云

ふじ 藤ナリ ロン二音通ス

鶯ニ似テ上ハカケノ上云

鶯ニリ下ハカケノ上云

枯ニ悪ヒ

[illegible]世まれもふる物。[illegible]紀[illegible]る名の[illegible]
花じんちるまでもちと。いとなつかしく。大[illegible]
もの[illegible]くるる紀物。[illegible]ぬ人の[illegible]て真
[illegible]のなり。さやうの物なくてありちん
別死して財宝(生殺死後財宝ノ残スハヨカラズ上ニ出ル人ノタメニゾヨロヅ残キト云ヘト内ニ)
財物ふるはい。[illegible]者のせそろ紀なりまよう
ぬ物たくさん[illegible]ろし(氏公ノ物ヲ新ニ設ケ置キ人ノタメニ残ハル)なく。よろき物ハ心とと[illegible]
(是ノ宝ニ執着ノ念アラエトロスハル)きんとそろ。まちくて(コトリ〜ニキラズ)[illegible]
(生物上取集テ多ク)[illegible]
(死ル人ニ)我[illegible]そ。えめちといふ者[illegible]ありて。[illegible]
[illegible]ろ海あり。(死ハ)[illegible]れ[illegible]
いろんうちにそゆ[illegible]
(如此ナラス沙汰評不可有)[illegible]べき。[illegible]なくてふ[illegible]

物[illegible]そあ[illegible]。[illegible]ハ何もしてそあ[illegible]海ほ[illegible]

悲田院 拾芥云在鴨川西畔施薬院ノ別所也 養孤子ノ病ノ者也又延喜式ニ出タリ 昔ハ悲田院京都ノ東西ニアリテ夕コヨリ捨キ者孤子ナトノ病者茅ヲ施ニ同ク養ハル今ハ鴨川ノ西ノ悲田院ハ其名残リ寺ハ泉涌寺ヒカシテ不ハ乞食ノ住ホトナリ

懸田院蓮上人ハ。俗姓ハ上人内ニ有智徳外ニ有勝行ヲ人ノ上ニ名ヲ上ル 三浦ノ[illegible]伊豆ノ国ノ住ホトナリ

[illegible]ちき武者なり。古郷の人
[illegible]のまふ[illegible]。都の人ハ言葉[illegible]
いひ[illegible]を聖。それハ[illegible]それ[illegible]ども。[illegible]
[illegible]に久しく住て[illegible]て[illegible]に人の心。と。[illegible]
りとハ思ひ給へ[illegible]。なべて心やすく。情あるのへり。
人のりふなどのる。[illegible]やけ[illegible]いちひ[illegible]て[illegible]

ひとりとしの心よりくとうけつ。僧すんとハ思りひと。
（是ハ心ヤワラカニ清深キ故ナリ）
りりくうかゝ人のこゝあるまゝは。とのつ（心ニズ心ナリ）（本意ハ此ノ意ニ非ズ）いとゝとゝぬ
（知不知意ニ本意ノ通スコトアリ）
すれかる人。あづさ人の（我ニ）なれと。今まハ心の
（健ク生物ノコハ〳〵モキ体ク）
ちくゝ。情とゝ。ひとゝ（心）へまくゝ（ちくゝ）ものちまハ
（心ナキヲハ心ナクト云ヒハヤシ）
けりめとりいちといひてやゝぬ。まきゝひゝゝとゝれば
人ゝたのまゝ〳〵そゝと
おとゝまゝ作ゝてゝものゝ
ひゝまゝ声ゝちゝゝゝあゝ
（住民ニアリテ人ハ戸ハ）
（詞キヲヲキ）くゝて。（エヒ）（ヒヒ）（ヒヒ）（ヒ

子ゆへりてそ。まのあたりにされいたもひきうるまてい
ひうるもしありぬへきそ。[兼好右ノ辞ヲ褒美テ云ヘリ]愛のたちてへ
[見ヨ右ノ辞ヲ評論ス]
夷
うふかりの心よ恋あ[世間人ノ云ヒ]ありちんや。恭のまろ
なき者も。[我モ彼ニテ以後ニ]ものもちてそ釈の志ハ思ひ知れ。[世間人ノ云ヒ]世
[盗ム孝ノ金ヲ父ニ与ルモノ故ナリ]
[遁世者ハ]
[お出ヒ妻ニナリ]
[物モオ]ニタノハヘスラヌ[白氏文集]
[偶吟ノ詩ニ匹如身後有何益應向人間在]
[所求上云ク匹如身ラスルスミトヨメハ匹ハ匹夫ノ義ニテ独リ身ナルヲ云ク]
すろもの
ひとりなる人の。まよ
つひ望つきをんて
[世ラヘツラフスアサニキトロフスヘ]
[妻子眷属]
るなり。[妻子眷属]をの人のんよなる
[世ラヘツラフスアサニキトロフスヘ]
恭下にれもひろひ僻
就のあ妻子のあり。
[此ノ句ハ]
[世ラヘツラフスアサニキトロフスヘ]
[世ラヘツラフスアサニキトロフスヘ]
[世ラヘツラフスアサニキトロフスヘ

恵むべきとちるべし。上のおごりをいやとゝ思ふとやあ。
民とちぐ（教育スルこと）農をとゝめば。下は（民モ）飢に付テ飢寒ノ愁ナシ）あんらうこうひ
あるべしゝ。衣食よのつねにもちゐるべし。（農業ヲスメテ飢寒ニ逢ヌヤウニ教ヘリ）ひがゝとずん人
をぞ。さゝものぬを人といひべき
人の終焉（臨終ノ事）のありさまの。いとうらやましきとちと。人
の終りの時。なぬ。さつゝ。（本心ヲ乱サズト云ハ其人ノ心ニクカル可シ）てこそ。いとゝ
ゝくべきを。をつちる人（奇怪）はあやしく。（ものを）（眷リ名ル）なる相と（異）
ゝりつけ。いひ（死期ニ臨テ）云ふも（行モ）なまひも。をのゝこの（我ヲキ姿ノ如クニ本メ）
ゝうたにゝめちゐてそ。甚人の日（ゴロ）まれなる（終焉ヲ指）
ぞやとゝ思ふ。指化の人もさもべし。（指化ノ人ハ世界ヘ生レ出ヲ云）

学者士（学者ノ捻名ヲ目士）もちるべゝ。
（「訓」ハ学ハル大学ノ人ナリ）
定べゝ量べし。（本注アリ一説ハ權化）
学者上テモ前カトヨリ自ラ定メ推量ナラザルトく一説ハ終焉ハ其人ノ心中ニアルヿナレバヨリ定メ推量ハナラザルとく

梅尾上人　明恵上人ナルベシ。ち辨ゝ
元亨釈ち曰釈ちる辨姓ハ平氏紀州在田ノ郡
人父ハ重國。嘗ヲ為ニ応帝衛兵曹九
歳ヲ役ち尾ノ山ノ上覚ニ讀倶舎頌ヲ十九捉
真然ニ稟ル西部密法ヲ自ル尓ニ北山ノ梅尾ニ
寛喜四年正月十九日寂ス六十歳

（此段人形ヲハ病ヲ病ヲ病ニ又世ヲ悪人安ラカニ死ニ善人病ニ依ニ苦ニヨリ悪ハ進定ニ史ヲ見テ臨終善悪ハ進定ニ史ヲ）

梅尾の上人。道をとゝ弱ひ
けるに。のゝてゝあくふ
をこと。（馬ノ足ヲ上ヨト云ヘリ）あゝくといひけ
ゝあれたるゝや宿（ヨル）槻（ケヤキ）開発（ヒラキ）の
人ゝれ。阿字（馬ノ足ヲ阿字トサナリ）と書ゝぞや。
いゝる人のゝゝぞ。
宿執開発　前生ニテ修練（ネリ）ち功徳ノ開発ニテ今阿字ヲ唱ルソとく
府生　左右ノ衛門左右ノ兵衛ノ下ニ府生官ヲ
にたゝとく。ゝゝるゝと易ゝ弱ゝれば府生ゝのゝる

にゐと答へり。（是ハ上人ノ辞ヲ）こへめでたきことなれ。阿字本不生にてあるべし。うまつ〻き結縁をもとりつけとて感涙をのごうれるぞ

百字本不生ハ真言秘傳ノ密観ト云ヘリ言語ノ非ヲ及ヲ爰ハ足ヲ阿字ト寸府生ヲ本不生ト云ヒ云ヒ也ト可心得

結縁ハエンムスブナレハ此男ノ足府生ト云ヲ阿字本不生ト唱ヘ結縁ナリト悦ビヲ殊勝ノ事ヽ

此段心ハアリ上人不思議ノ密法ヲ観シ玉ヘルニ依テ我カ心ニ感アラヌ言葉モ耳ヘハ如此ニ感應アルナリ論語ニモ君子ハ者喻義小人者喻利ニ上ノ我カ念應向ヨリ来ル者ナリ爰ニメ上ハ伯恵カ餘ヲ見テ老人ヲ可養物ト思フ盗跖ハ是ヲ見テ邪ナル人ヲ聖賢ノ辞ヲ図テモ却テ偽カト疑ヒ且ツ僻ヲ支ニ同ジスル皆愚人ノナス処ナリ事ヽ

陸方 モシ本府ノ陸方ヽ行カハ記ス重躬信形 伝記並ニ正詳

野入道信弘と落馬の相あるべしなり。後ヽ〻ヽ

（其人ノ形ヲ見テ占ヘ）

とぞいひけるよ。信弘

馬より落て死まけり。左に長しぬる（相ノ見ルヲ長ク言ヘト言ヘリ）神し

でゝと人ゝ（ゝ）。さていつるる相そと人の同名れ

きゝて拠屋ゝて漸芝の

拠屋 拠ハ器ナドニ口クニスハラヌ物ヽ是ハ屋ヲキテ鞍ノ定ニラヌヲ云

佛艾 文選籍田賦龍驤騰驤佛茨ト注馬行ク貌

せ待りき。いつるとあやまりうとぞいひけ

此段ハ人ノ相ヲ見テ善悪ヲ定ハ不可有ト思フヨリ言顕スト見ヘタリ人ノ心中ニ在キ時ハ色面色モ同ジクシテ内心悪ヒノアル時ハ又外ノ色同ジ憂フ何ノ一時ノ相ヲ見テ一生ノ吉凶ヲ定メ但シ此ノ重躬カ見タル所ノ相ハ實ニ彼ノ善悪ヲ穿ニシメ見知ル必ス至極ナリ是ハ主家ノ相ハ實ニ彼ノ善悪ヲ穿ニシメ見知ル必ス至極ナリ君稲アラヌト云シモ彼此心ナリ

吟雲 ヒ我大政大臣雅実ノ孫顕通ノ卿ノ子也山門ノ座主ヽ

相者 素親ナリ

兵仗 仗ハ字彙兵器刀戟ノ捻名也ナリ爰ハ弓箭太刀刀ノ類ヲ云

傷害のとゝ九 心天台座主十六ノ弓箭

吟雲座主。相者とゝ

て。その色若無仗の雅や

あらと長結ひられべ。お人。

恐ハ有マジキ身ナリ

後ハ手細ク成リ来レリ。

いのちあるおそれ多く思はれべ。傷害のことそれおろかなる

じき御身なれどもいくたびもくたびもよりてあるる

弱ふ。見るもあるべきことなれども恐ろしきことなりと思ふ。

はるさして矢ありあるいてうせ弱よりり

はるさして 異敵突斬トヅキキリ物ノ突定ニシタル処ヲ異スト云フ義ハアノ如ク心ヒ

矢ナ當ノ 源平盛衰記ニ文治元年永二年天台座主明雲僧正ヲ法住寺殿ヲ責ミ奉リ

十一月十九日木曾義仲兵ヲ率ヒ法住寺殿ヲ責ミ奉リ僧正モ馬ニ乗リテ逃ントシ給ヒ人未曾ガ

大将軍六郎親忠ガ教矢ニ腰ノ骨ヲ射サセテ真逆ニ落ル立モアガリ玉ハザリケルヲ親忠ガ郎

等ヲ手カサナリテ御頸ヲ取ル

○此段ハ物ヲ射ル見ニ於ル此ノ類ハ又必ス可有ヨリ云リ夫ト善悪共ニ其ノ気ザシ肢体

頸ト言語著シ性質ノ相。誠ニ理ノ至極タラン

灸治あるべきことなるべきなり。

灸治 あるべきことなるべきなり。

といふ。ちくしんのいひあるべきなり。格式なるべ

ちくしんのいひ 格式 嵯峨ノ天皇時。弘仁格・弘仁式ヲ撰ス清和天皇時。貞観格・貞観

式ヲ撰ス醍醐天皇ノ時延喜格・延喜式ヲ撰ス是ヲ三代格式ト云ナリ

律令ニ合セテ明法家ニ伺ヒヲ立ツ ○唐ニ四ツノ刑書アリ讀律令格式ナリ本朝ニモ是ヲウツメ

格式ヲ撰ス ○此段世間ニ古来ヨリ言ヒ伝ヘ伺フヲ論サレモ吉田家ニ灸治三ケ所トハ不ル心

四所アレハ鍼ハ上有ハ一様ニ難心得

四十以後の人。多く灸をくはへて。三里をやうざれば上気

の事あり。必灸をべし

三里 明堂灸經ニ曰男子三十已上不可不灸三里ニ三里所以下気ヲモ

○此段ハ段ヲ承テ灸イヲ論ス同ク廣ク仁愛ノ心ヲ述ヘリ

鼻ヨリ入て脳をもむといふ

鼻より入て脳をもむ。ちのさき出あり

鼻 本草曰 孟詵曰主益気不可以鼻嗅其茸中有小白虫視之不見入人鼻必

為虫類 茸モ不及也

瑣碎録ニ云ク麝香ハ肉蓯蓉ハ切不可就鼻閉

蓋し胴に微虫
○武段も胃道を達して人の難に心得て頭に

藝能（げいのう）はたくさんとすれども人。（其の藝能に達する人の辭）

藝能（げいのう）はたくさんとすれども人。（人毎に藝能内に）

そもいと心くるしうめと常（つね）よりいつまでも（業好判の意）いつ人一

藝（げい）もちうひうるもちう。得

堅固（かたくなる）

堅固（かたくなる）

堅固（かたくなる）

大戒礼曾子ノ曰年三十四十而無聞焉則
無聞矣五十而不以善聞則不足聞

老人のまとゐ人もえらぶこと。交りも
[書ノ題ノ指上テ〻ハ中ニ交ル]
あいなく見ぐるし。大うち百れ出ぐさはやうて。味あり
[長]
[老人万ヲ捨テ止テ身ヲ用ニノ情ヲ[illegible]]
[ミヤスク]
[敬辞]
[ミヤスク]
[世間]
[ミヤウ]
[ミヤウ]
[ミヤウ

撰玉葉集ノ正和元年奏覧スヲ以テ年ナ月十七日剃髪ス同四年ナニ月廿八日東使ニ召捕レテ佐渡ニ流サル是ハ隠謀ノ企アルヨシノ風聞ニテ亦条家コリ流罪ニ行レ[illegible]リ其後永元二年ニ依赦免ニ成ル

さるほどに。あふうちもうちこんで。武士どもうちこんで。六波羅へ。おせめ。なれば。資朝卿。一条ヲ引ツレテ。

[六条家ヨリ一族ヲ京都ニ置キ西国ノ政ヲ行フ是ヲ号ス六波羅ト]

[資朝卿]ハ[ヒ]ト[ト]ヲ見テウラヤミシト云ハレシ心ヲ援ニ此資朝ハ後醍醐ノ天皇ノ近臣ニテ内ノ条家ヲ亡サントテ密謀心中ニカクセリ故ニ吾モ君ノ為ニ此ノ一大事ヲ思ヒ立バ。タトヘ骨ハヒシカルヽトモ是忠臣ノ節義ナリト心底ニ思ハルヽニ依テウラヤヽシト云ハレシ者ナリ

[内ノ資朝ノコヲ記ノ庸人ニ非ル人ヲ云フヲ題ス]

武人。おちの門。ゆ。おやどりせ。まてゝ。ありけるなり。

[東寺]　阿海云弘仁年中ニ東鴻臚ヲ為寺賜ル弘法大師

わゝこの。ものも。見も。ゆ。ぢ。ゆ。ゆ。ゆ

嫌ハ嫌疑也トノウタガハシク分明ナラ
ヌ処ヲ云ヘリ
盛ンニ向ノ人ノ喜ブ気色トヲ又怒レル気
色トヲ見テ其ゾト知ルヲ核嫌
ヲ知ルト云ヘリ

さやうのわるいくせんはべきなり。但病をうけ。まうこ。
死ぬるものゝ核嫌をくるしむことも。生住異滅のう
ちうる実の大なるべし。さ
けきはのゝ流れぬるぶ。たゞ
かごとしもしらぬ。

但病をうけ　是ヨリ病産死ノ三ツハ核嫌ヲ
ハカラヌヲヲ述ベ一段ノ本意ナリ

生住異滅　蓋衆法数ニ云四相ニ廉細ノ
生老病死ハ廉ノ四相ナリ生住異滅ハ
細ノ四相ナリ　生ハ生レ出ル処　住ハ人間ニ
居住シテ老衰身トナル　異ハ病ヲ受テ
異形ニナル　滅ハ死ナリ

年ニ行ク水ハ流レト何ニヲカ比シテ
ハヤシ

とをくべ。ぬいぐ。あ。
るゝ人の身にもさうひ。ん
にもたゞひて。さうのるくひ。
核嫌悪ス時ハ出ル仕出ス其ノ感流

らぶとくぶちよ花こうひ
ひゆくるのくぶれば。まゆ

つもて。必ずしも逆ふ
くぶとぶくれ。
なり。まくれてのち
まくれて——

「世間ノ二心ヲ用ル事」
是ヨリ生老病死上云ハ常
くくるヤウナレ其レニハ非ズ死ハ老病ヲ不待
来ルヲヲ四季ノ前カドヨリ気ザシ催スヲヲ
ヲ

に梅ハ。ひ。梅ヒ則
草もまくなり梅もつぶ
ぶくなり。十月ハ小春の天気
ぬ。木の葉のれつる
ぶ。ぶくりきぶ。
る気。

「具ニ二沸リ」
朝詠ニ下ル水ハ流ルヽ
春ノ天気ハ重ク気
小春十月ノ異名也荆楚歲時記ニ云天時和暖
ノ春故ニ小春
根ニリ見ザシ恋ス故ニ正勝レテ零落スル
冬ノ中ニ春ヲ含ル気
木ノ葉ノ紅色ハ待ル人ノ涙ノ色

八十分 是ヨリ四季ノ次第ニ八生老病死ノ満スルヲカヘルリ次述フ

甚つれなし。生老病死乃うつりかはりまことに四季のめぐりの如し。四季は物さきまれるほのてあり。死期はいまにもあらん。[一説ニ駿馬ノ説]

生老病死ト次第スレ故定テ此順ヨリ来ルヤウナレ共生ハ老ニ先ダツ事ヲ追来ルベシ

てうしつよせまれり。人もし死あることを知て。

まつことをもまちざるに来てしらるゝ。沖

まのひたすらなるかをもし。嫌より[于潟]

[沖のひたすら] 海ノ沖ニテ干タル時ハ遠ノ糸ドトナレバ海ハ干潟ノ人ニ問ヒ

是ノタトヘヲ設テ死ヲ由ヒシテ世間ニ奇ヲスル人ヲ教ユ

[大臣の大饗] 此限定リ名ハ古実ハ維摩会ニテ

云ヘリ 新任大臣ニ天人供御ヲ奉ラルヲ饗應ト云フ

をとりうけてをこなひ常

[宇治殿大饗] 宇治殿悪左府頼長公ナリ

知足院ノ開白忠実公ノ二男也 保元ノ乱ニ

なるべし。西襲ニ[ヲ]てそこ[ヲ]ける。

東三条ねんしてと申サレケルニ依テ

[をとりされ] 山間ノ僧ノ中ヲ今ノ長ニ

[をとりけりとて。] 他ノ人ノ幸をうらやさ

[ましくなるべし。] 西母屋ヲ[ヲ]ヒロ[ヲ]ウ[ヲ]ス[ヲ]ル[ヲ]ヤ[ヲ]ウ[ヲ]ニ[ヲ]

[女院の御ふるまひ] 上条院ノ母儀東三条院ヨリ始

[実ちりとぞ] 山院人ノ心ハ縁ニ引テ後世者ヲ[ヲ]カ[ヲ]リ[ヲ]ミ[ヲ]ル[ヲ]ヤ[ヲ]ウ[ヲ]ニ[ヲ]

[業] 世心ノ[ヲ]カ[ヲ]ル[ヲ]ヤ[ヲ]ウ[ヲ]ニ[ヲ]

をとれば[ヲ]ほ[ヲ]ろ[ヲ]ぼ[ヲ]し[ヲ]。[楽]

をとれば苦をとそんこのの

あををとれば嫌うんことを

東三条 拾芥抄云四条ノ院誕生ノ所ト成ル重明

親王家ニテ二条ノ南ノ西南北二町 忠仁公家。

貞信公ヨリ入道右大臣領長久四年四月晦日

焼失ス

[ものをうと] 又一説ニ此時東三条帝スレトモ

内裏ニテ有ケルヲ他所ヘト申サレケル故ニ行幸

アリテ東三条ねんヲ[ヲ]カサセ玉ヒテ大臣ノ大饗

ヲ行ハレケル比云ヘリ 此説ヲ可用。

[さりとてこのよせ] コノヨセ 女院ナドノ一門ノ

コトノヨセ 源氏物語ニ一ノミコハ右大臣ノ女御

ノ腹ニテ ヨセヲモクウタガヒナキニテ ケノ君ナリ

麦ハサシテ 女院ナドニカリ名人ナラ子ノ比女院

ノ所ヲカリテ此大饗ヲ行ハルコトモアリシ故実ナリ

[樂器] 音樂ノ器ナリ琴笛ノ類

[だいうえん] 大饗 呼補ニ人ノ物ニダウタセ玉フトアリ

双六ノコトヲ云ト見ヘタリ

又杜詩注 雙錢ト 蜀人賭錢ノ名是ハ特変

コトヲ云ト見ヘタリ

ちゃ。心ハうるしぬるすに解して きてこそ。うるにも不善
のたつまをちをべくして あるべくさ海に聖教の一
句をとれば。佞とあるべ おほのうもんの中。幸余りて
多幸非をあるべむ。ふ事もあり。かりにも此
文をひろげざる中ゝ学べ。此事を きんやを則
見て聖教に解し 論語注輕遠良方ノ八五
かるべ不の益なり。心さえ よ れてこそ。仏のよあ
りてもぐとり。怪をとゝ。れこそうちにも
善業をのづゝ修せ。散乱のムちがしも縄
修行せしより 静十ノ文心より
床に座せど。えてゝ禅定ちるべ。禅
ちり二ちゝ。外相
縄床 人ノ心ノ散乱ノ治ル座禅 夫ノ床ヨリ
縄ノ以テ作ル物ナリ

禅定 僧史略ニ曰禅者即定慮之通称 唐心達理之趣也○佛無量義経ノ說ル法華ノ說ヲ云フト云ヘリ
事理 心ニサトルヲ理トシ身ニ行フヲ事トス云フ
二ちゝと 根本事理ニ二ツ 撰集抄ニ
山ノカタノ住テ理事即一ノ悟リヒラケ三ノ名リ
内證必熟セズ 外ノ形骸ノ成ル道背ケバ自然ト内心モ熟ノ善ニ至ル可シト
まめて不信 如此ニ外ノ形ノメカヲバ内心ノ熟スルトエフヲ強テ疑ノ発メ信シ難キコトト思ノベカラズ 仰テ事理不二外相不背カ内證必熟ストエフ辞ノ可貴トク 又一說 信ハ内心ノ熟スルヲ云 不ハ外相ノ不背ヲ云 此ヲ強テ二ツト不可ニ心得一理ノ可キ貴ト
盃のそこ 此ハ業ノ二ツノ誤ノ止ス
凝當 凝ハ字ノ意ニ氷堅也 當ハ龍金ノ底也
韓詩 玉巵無當 然レハ此ニヨリ名ノ捨心ト
魚道 魚ハ同ノ道ヲ通ル物ナレバ水ノ飲ル
口ノ心ヲ知ル処ヲ洗ヒ清ムル心カ 下學集魚道
建長五 盃也 滌洗盃痕ノ喩 又魚ニ

うもしうされば。酒絶ちるべ
熱強。志めて不信しかば
らば。あぎてられとた
ふとも べ
盃のそこをもつるこは。
いくらのうとあるの人
の易さ世ちゝよ。凝當と
兼好 門待ち二ハ。底よありうと
もつるかもや以絶ちる待
うべ。さよ三人ノ辞 ハあるる。魚道ちる。

旧道ヲ故ニ魚道ト也

ろをとをくぐなりとそ流とろうて。口のつきあるせらまー

前段ト同

ふとしりそびとうとのふ系とのとうとのとう。蟻と

云家ノ表襟ノ又聖道ノ表法長ト云ヒ方世間ノ表ヲ法ヲ云

いと見うれば仏れいとと。あるやんごとちれ人仏

らまき。になとのうとあ

や面りなり

[楽] 和名集ニ雀禽錫ガ食経云河ニ見ル子 殼上黒水狹

和名ニ美奈俗用鉄ノ字非也 音参蓬蟠束屈貧也

長キ似人身者也

額くるを

額くるを 大後上ニ宴私ニ伝ニヨリ日ノ社

額ノカリ名ルトアリ 掲ノ字ヲカヽルトヨメリ

平家物語ニ額ヲ論トヨルハヨカラヌ辞也

べし

[嘉解田ふ] 正二位参議行出云長ニ世ヲ

流と入うて。口のつきと

あるせらまー

ふとしりそびとうとのふ系とのとうとのとう。蟻と

云家ノ表襟ノ又聖道ノ表法長ト云ヒ方世間ノ表ヲ法ヲ云

いと見うれば仏れいとと。あるやんごとちれ人仏

らまき。になとのうとあ

や面りなり

額くるを

額くるを 大後上ニ宴私ニ伝ニヨリ日ノ社

額ノカリ名ルトアリ 掲ノ字ヲカヽルトヨメリ

平家物語ニ額ヲ論トヨルハヨカラヌ辞也

べし

[嘉解田ふ] 正二位参議行出云長ニ世ヲ

平張ト云ヒ上ナトニカリニ出ラスハ

ひらぐるうりうりちどハ学のことなり。機嫌ふ

ふちどいうべし。護摩

[護摩] 梵語ニ焚燒ト譯ス然ハタクト

云ハ薪ニ言ナリサレハ水ヲ阿伽ノ水ト云ヒ摩

訶大迦葉ナド云フ類アレハ不苦ヲ

[行法] 三言家ノ法事ヲ行法ト云フ此ノ

或人ニ尋ネナハ其ノ流ニ依テ清ト濁ト

あ仮ナハ何ヲ是ト非ト定メ難シト答

ヘラレキ

[僧正] 道我ナリ 清閑寺ハ東山ニ有リ

清水ヨリ北ル谷ヘ越ル方ニ有リ 拾芥云僧

衛公行建立

[冬至] 霜月ノ中ナリ 事文類聚云ハ

指子ヲ為冬至ト 至ニ有三義一ノ者陰極

之至リ二ハ者陽気始ル至ル三者日行南至

[時正] 彼岸ノ中日ヲ時正ト云フ昼夜時

正ニ等シテ長短ヒトシキ故ニ云ヒ

ふちどいうべし。護摩

梵語ニ焚燒ト譯ス然ハタクト

云ハ薪ニ言ナリサレハ水ヲ阿伽ノ水ト云ヒ摩

訶大迦葉ナド云フ類アレハ不苦ヲ

[行法] 三言家ノ法事ヲ行法ト云フ此ノ

或人ニ尋ネナハ其ノ流ニ依テ清ト濁ト

あ仮ナハ何ヲ是ト非ト定メ難シト答

ヘラレキ

[僧正] 道我ナリ 清閑寺ハ東山ニ有リ

清水ヨリ北ル谷ヘ越ル方ニ有リ 拾芥云僧

衛公行建立

[冬至] 霜月ノ中ナリ 事文類聚云ハ

指子ヲ為冬至ト 至ニ有三義一ノ者陰極

之至リ二ハ者陽気始ル至ル三者日行南至

[時正] 彼岸ノ中日ヲ時正ト云フ昼夜時

正ニ等シテ長短ヒトシキ故ニ云ヒ

ふこ

ふこ

花のさかりハ冬至より

百五十日ハ。時正の後

七日ともいへど。主喜より七十五日まで行やうなりけれど
氏段別役ナシ花ノ盛ノ定リタルニヲ考ヘ記ス

遍昭寺

遍昭寺は義仕法師の堂の内にて朝夕蒔
氏段沙門トテモ破戒ノ僧ハ禁獄ニアルニヲ逐テ悪行ノ僧ヲ飛ム

遍昭寺承ル

嵯峨廣沢ノ邊ニアリ寺中ノ雑役ヲツトムル者ヲ云

きて。戸ひとつをあけうれば。ねも出づ入こもりけり。ほとのもいりて。そこにあてどうへいくあるしけりとそ。ひ。出づるとうへ。出づるとうへ。草うるうへ。人は告られず。村の村のこども。たちて入てんとうへ。大鳥ごもあへ。あへ。中よ。法師ぬ。

氏法師法師ぬ

それは氏法師法師ぬ。おもう使廳へ。おもうを。おもうを。顕よりけうせて。禁獄せらるる。

使廳 検非違使ノ廳也 尚ヲ職原ニアリ

基俊別當 検非違使ノ別當ナリ 大江基俊

大理ニナレテト云処ニ注アリ

禁獄 今云サラヒ者ナリ破戒ノ僧ノ禁獄スル法ハ昔ヨリ種々有リトコソ

太衝 九月ノ異名ニ 沉存仲ノ筆談ニ太衝者日月五星所出之門戸天ノ之衝也 字彙ニ衝通道

吉平 安倍晴明カ子吉昌ノ兄也 陰陽ノ特ニ年八十五ニテ卒ス

基俊大納言別當ぬ。

よりん作りけ。

太衝の太の字。太うう。ぶと云事。陰陽のこと。

うお殿のうあり。

伝記不詳

入道ト作り。記。

ぶ。

玉ぶる筆ぬ。古文の裏。

古ノ名歌御ノ褒美

古ハ記録ノ反古裏ニ書ノ例多シ時代ノ可知ベシ

ありぬ。ぶ。ぶ。紙。

伝記ノ記ノ裏ノ白紙ハ段ハ太ノ字ニヲ記ノ裏ニ文字ノ記ニハヲ可有ヲ教ム

世の人あひ逢時。志ざしをもつて必
人に逢ひて挨拶あり。そもそもをもつてまこと
なり。世間の法統。人の是非。
真の無益の談ト云ハ
雑論大キニ虚言ヒガリ書経ノ流言ニモ同
おくいなをもつて。これもとうとうと紀。あひのみよ。
何ノ気モ不付ウカヽト辞ヲ故ツモノナレハ甚ニ心ヲ付コトヲ
無益ことをもつてこつてこれをもつて
日段言ヲ可信ヲ教
あがまの人の外の人。
伝段我カカ慮世又凡俗ヲ教ヘニ心キヲ戒ヲ
交。やこの人は吾妻よ
紀て身をもそそ。又本寺
本山とをもつて定める題目
題ハ天台宗ヲ云 併説ヲアラハニ説バ
密ハ真言宗ノ秘密法ナバテリ
の俗をもつて。
義ヲ凡俗アニ人ヘメテリ文属ヲ
ト云ヘ我著属ニ心ニルナリ
ばかりて。人よりはじまるハ人
人のいとをもつて人ふりに紀人ふりに。
佛と俗りて。またあるよ
紀珠玉のごとくといふ
堂塔建立
甚多へともちに
てよく安置してんや。人の命ありとんふるも。
ひとりとして雪のごとくなるもつに。ともまつ
人命ノ終ハリモ雪ノ下ヨリ消ル如クニ幻ノ身ヲ持ツテ甚タ多キハ
ず甚れたり
○此段在人間ノハカナキ譬ヲ設テ述ヘリ
題
よくもあがさるる人。あるる
我外ノ通ノ座席ニ出テ
何ニテモ様ヲ心内ヲ入
ありれ。つくもちもつ。
かくもつ紀人。
ほをといひんにも見ること。学のことをもつてこと
是ハ我智ノ自慢ヲ見者ナレハ口キヽ笑ヒ
ろくれたるあるなり。志ろぬ人のうつくしくれたるべ。

あるうちやすらぎ。ぶどうなるべし。きんといひて
ありあん。我智をとりて出て人にあらそはん。郎あ
角あるもの 是ハ他ヲアナドヒテ我智ヲ自慢スルハ譬ヒ牛鹿ナドノ角ヲカタムケテ人ヲ突カヒ
ナドト角ニキトヒ
牙あるもの 同ク譬ヒ皆是ハ他ト諍フモ
ひとびとなりとんとうて 是ヲ人ヲ物ノ霊ヲ食ル獣ヨリスグレタル甲斐ハナリ
そこばくを 物ト諍フ処天理ノ自得ニタル故ナリ
失なり。ふの言さそ 位階カ
も。先祖のかうしてもも。人よりかうとかる
人だもしをまふよおてて
うとさく 若干ノ言ノハカラザルガ如ク
典礼ニ非ズ若干天象 注ニ若ハ如也未定辭ナリ

数ハ始ニ於ニ而成ニ於十ニ于字後ニ三後ニ于ニ故
言ヒ若干ト 然ハ数ノ多キヲイフ
もんくに人にもいひ去ケサルニ方ナリ源氏帚木巻ニ有ミコロ〜ニケヒ〜ヨフナリ
いでは慢心也。一石にも 真道ニ通ズルハ人ナリ
うつるよ 阿義恩キトキハ知ラザル故ニ自慢ヲ起ス
非ト言ふ 是ノ道理ヲハ知ラザル故ニ病ニホコリ我智ヲ自慢スルコト
つるり物よ 段々ノ長ヲ次ニ年老タル人ハタトヘスグレタル才徳ヲ述ブ
年老る人の。一事よを 段々ノ長ヲ次ニ年老タル人ハタトヘスグレタル才徳ヲ述ブ
ぬる人 推ニ人ニ老功人ニ長ズ
ていけもいるづ 長ヲ善ニ三ノ長生ハイタヅラニ十ニ足ラズ
生ル善其ノ長ヲ知ルベシ
ふれるるおのちきい。一生 生ル善其ノ長ヲ知ルベシ
ちくこも。今ハ 是ノ同人アバ
ちくこも。今ハ 是ノ同人アバ
ていひて 是ハ嫌好徒然ノ事ニアリ
ちなん。大こハ生ち

うりかも。まぐろよいひもちゝ（前段ヲモヘカラス　ムサト云ナラスハナリ）はいさゝりのきこゑあるぬ
るゝときこゑん。このつゝもあやまるもなりぬべし。（ゴ是ナリトスルヲヘシ自ラノコトリナレハ）
さだうにも見きまへ（メシカミモ）ぬべし。（知リタル人ヲ人ト右ノゴトノナレハマシテ）ゆゑてきうぬこ
とに道のあるべきをえて（人ノ云キカスルナレハ是非ナクヤ君）もとゝきぬべくもあ
と。（其道ヲ知リ顔ナリ）きうりよ。もとちゝ
ぬ人のいひきうるかも。（ナニカ人ノ心ニ）
あるべきと思ひちがのぐ。きて
なるいとゝびし
何ものの式とゝとハ（是式ナリ）ざりけるを。近き程より
ういふ。紅なりと。人のゆ
しゝよ。建礼門院（ケンレイモンイン）の右京大夫（ウキヤウダイフ）。ぼ雪（ユキ）の御所（ゴショ）の布施（フセ）の
乃ちゝ入うちゝ。（平家滅亡ノ後ニ又後鳥羽院ニ仕レリ）ことをいふよ。世の式（シキ）しうう
ることいちゝさにもとゝき
（「式トニテ」ハ古ノ式ナリトハサル證拠ニ乏シクヨリ引）
建礼門院（ケンレイモンイン）ニ女房ノ后　安徳天皇ノ
御母　平ノ清盛ノ女永子也
右京大夫　右原伊行カ女。三位中将資盛
ノ通世シ女ク建礼門院ノ官女ナリ
内住（ウチズミ）　ニテ内裏ニ住ヲ
右京大夫ガ家集ニ曰ク昔スミナレシ事ノミ
思ヒ出ラレテカナレキニハシシヲヒモ世ノトキニ
カハリタルヲハナキニモ我心ノウチハカリクタ
ケヽサルカナレサトアリ
（ヒ段前段ヲ承テ知ラスヽ）
題（ダイ）ハ人ノ
（ヒ段人本ニヲトシレ行クハヘヲ教ヒ）
（お指用事モ年テ）
用ありて行へうりかも。ゝうとちてちゝとくうぬ。
久くゝゝるいとゝもうてちゝとくうゝ。
（是ヲ用モ年ヲヲテ水屋ヘ客主共ニ年ヲ盃ヲ述）
く月もそびも。心もゝ。ゝうとちゝ

て。時をうつさたびの客主あるべきうしなどいとつけこい
（他ニ云モ宜シ）　（客ノ負付スト云説ハ悪シ義ノ客ヲモニメス心ヅキ侍ラン者ハ公ニ云ベシ）
うもしもしうし。心づきちゐ紀つとあんれ八。中く
（見ヨリ内ノ人ノ文ノ一ツヲ云）　（今見ル度入ル上可ニ云ヒ）
ちゐ心よりもしの海ちゐ思ひ人の。つまづくまてい
（帰ラントスルヲ引テ今ノ一ニハレトヲ云）
まもおづ。ゐの八心おづ。ゐにちといくもしハ。ひうもつう
（高ク言ヒ遣テ又会別ス）
ゐの八あるべきまき眼。推もあるべき
（前永居ヲ八ハ行益也ト八云ヒ如此ノ）
（ハ行ノ上ニ付ル也ト云ヒ）
事ちゐ。ゐることとちゐ人の寄りて。ゐ宗ゐ一ゐ
（又且ハ人用ヒ処ハ行ヲ上ニ偏ニ不可ニ心得ベシ）（親友ノ交ハ朋ノ友ヲ云ヒ思ヒ合ヒ一可行ニ云ヒ）
して。ゆりゐいとよう。
（上ノ文ニ引レタル送ル心ハ今述）（何ノ人ノ善悪ノ為）
みゐもひさしくゐくさうせもづ。
（夏ノ天心ニ無ノ思ヒテ）
ちどつりゐ。ひとゐてゐいとよ

見をれちゐ人の。我まゐ不可ニ忘上ノ数ヲ
（古段万ノ多ノ列ノ不可ニ寄ニ我ニ事ノ前ノ多ノ八内）
（西行今ノ上ノ二見ノ浦ノ蛤ノ見合ヒノ心ヲ云ヒ）
を見ちゐて。人の袖の。ゐ
（間）
くゐるまに。ゐなるとゐ。人
ふ人ハ。よそまゐちゐ
ちゐきゐりれちゐ人ちゐ数ヲ
（前ノ多ノ八内）
碁盤のもゐに。石とゐ
（隅）（碁ノ石）
（碁ノ上ノ）
石とゐ
（ハ淡書梁冀伝碁能拙ク弾碁ノ技経曰弾碁両人投局白黒碁各六枚先引碁ノ相当更先弾也碁局以若為ニ）
（ひゐ一ツ目ノ）（今ノ云ヒ）
又ノ説聖目ト云ヒリ是ハ聖目ト云ヒ説ノ用ヒ碁ノ世ノ目ト云ヒ井田ノ九百畝ニ准ヒ聖目ト云ヒ井田ノ
ト可ニ書ノ但ニ河図ヨリ起ルト云ヒ聖目ノ可

男ノ尚是ヲ可尋ス

一切ノ人皆基石ノ三非ラズ

ろうのろ外よむきて

清献公言行録後集才五ニ趙抃清献公字ハ閎道衢州人挙ニ進士ニ事ヲ仁宗英宗神宗ニ官至ル参政ニ又云清献公ノ座右銘ニ云ク行ヒ好ム莫ク莫向前程ヲ好事ヲ行スルハ爰モトヲ正シクスルク前程ハ外ニ人キニ永ムルニ引合サルク何ト云ニテモ指シ当レル好ム莫ク行ヲ前ハ何トレタルニ有ルキト後ヲ心ニ思惟セヨ又ク

世とたもうん

是ヨリ国ヲ治メ天下ヲ平カニスル道ヲ云ヘリ

内とつくしん

大学欲明明徳天下者先治其国欲治其国者先斉其家ヲ

○論語遠人不服則修文徳以来之

注内治脩然後遠人服ス直正服則脩德以来之ヲ

ろかたるばあろよ

求へうしんろくこうかと

外てしくもべし清献公

ゲ云ふよ。好ずとりて

お猛を問ことちうれといへ

り。世をたもうん左しう

やけんうちとつくよ

ひろくりきゆにて

てそうちうれいを国うる

ちうしくりくりくりくて

はうりとともとも。風

俄ニ治謀ノ己ノ水ノ如シ庄賊後ノ己ニ三ノ夏ニ上ノ

風よあるろの湿よれて病と外

見ようろふハをろうる

人ちうと醫書よりへふ

かつとし。目の前ちる人の

熱外やめ毒外ちどこ。

家ヲ治ル化及国ヲ治ル化及天下ニ水流ル行ヲ

ちくりくんろう外ろ

道外ぴーくせく。言化家

ざろうり。禹のゆきて三苗

禹王ノ三王ノ其ノ一也

国ノ名ニ要害ヲキブ類ノ王命ニ不従

て外と言ろうハ言ろざろう

禹のゆきて書大禹謨帝曰咨禹惟時有苗弗率汝徂征禹乃会群后誓于師振旅帝乃誕敷文德舞干羽両階七旬有苗格

禹王ノ行ヒノ正シ玉ハ王命ニシタガハザリシヲ軍ヲ正テ文德ヲ敷キ施シ玉ハ三苗ノ民来リテ服セシトリ是内ヲ治メ遠国化スル證拠ナリ

風よあろ

本章ノ序ニ云ク詩曰常ニ不ル能ノ怪ノ事ノ上者自致百病之本ノ而然ル於神霊ノ予當風卧湿ニ反テ責他人ノ於失覆皆病人也ナリ

平生我身ノ養生ノ疎ノ風ニ當リ湿気地ニ卧メ必病ル然ルノ神霊ニ祈ノ本復センヲスルハ愚病ノ人也ナリ是又内ヲ正ス外ヲ求ル譬ニ云ク

はゞ若き時血気ヨキニ依テ物毎遠慮ナキニ依テ必失アリ心猶慎ムベキ事多し情欲おろそかなり。身をあやうくしてやがてきるべし殊に美麗なる衣服を貴の袋よりいとめる心をうしなひて一鉢の粥を是皆心の定まらざる物なり

つゝしみの付 論語曰君子有三戒少之時血気未定戒之在色云々

情欲 情ハ怒哀愛思悲恐驚ノ七情ニ欲ハ外物ニ觸テ願ヒ欲スル処ノ云

物毎遠慮ナク心ノ早ク移ルタトヘ

行をいさぎよくす 平生行跡ニ少キ弱キコトヲ嫌ヒ死スレドモ不顧ヲ云

是をすゝめ 物毎美麗ヲ好ミテ多クノ宝ヲ費スカト思ヘハ又忽チ是ヲ捨テ隠遁ノ身ヒトリテ一衣一鉢ノ粥ヲ是皆心ノ定ラズ物ニ動キ安キ謂ヘ

百年の身 白氏文集ニ君ガ一日ノ恩ノ誤ヒ妾ガ百年ノ身ヲ

て。百年の身はあやうし。命をうしなひ人をたのみ

[illegible]

我スキヲノムカヒ

後也好ノ人スキヲ

人ノ神ル

老人ノ身ヲ危ヒテ命ヲ捨ルヲ

後ノ世ヲ名ヲナガスヲ

全ク物ニ觸テ心動ダル事ヲ

老ぬれば。[illegible]

[illegible]

小野の小町がなりさまを。[illegible]

といふ説あるなどいふ事なり。大師の法化の因縁こゝにあらはれぬ。

大師八歳和の姫をうくるなり。小町ようやくなりてこゝに

段の事ありつゝ。和尚かくつゝ

雖キヲ暑顯ス

小野小町 古今集目録并拾芥抄云出羽郡司カ女。仁明時承和之比云々 作者部類云出羽郡司カ女。或云玉造ニ云、小町、非此人歟ニテ

ところ〳〵ニ玉造と云ふ人あり 玉造ニコヒ行路之次。失道之間。往還途傍

有一女人容貌憔悴。身躰疲羸ナリ云々 コヒ向文ニ曰、何ノ郷ノ人、誰家之子ぞ。有父母歟

玉ノ子孫歟 女者ニ子云五ニ、是倡家之子良室ニ、文リ正ニ性、時 驕慢最モ甚 衰容日

愁歎歎ク深シト云々

清行 古人ノ一人 安倍清行 一人、三善ノ清行ナリ サレハ是ハ三善ノ清行ナルベシ 清行ハ

父ナリ 寛平延喜ノ比ノ人ナリ

高野大師 元亨釋書 詳ク

承和のくゝめ 弘法大師ナリ 附法傳并元亨釋書

大師八仁明天皇承和二年三月廿一日入定ナリ

古作の目録 御作ノ目録ニ玉造ノ不載ナリ 兼好見名目録

載ル者ヲ見ニ言宗八尋ヲ子ヲ見ニ 御作ノ目録

玉造 大師ノ載セ玉フ大師八承和ノ比入定ナリ 歌ニ

拙時代 紛ニ子細 小町ノ衰名ノ玉造

集後撰集ニ在原ノ業平安部ノ清行遍昭ヒトシ三人ナリ 其ノ清行業平

昭ナリ皆仁明文徳ノ比ノ人ナリ 又古今ニ文屋ノ康秀カ三河ノ掾ナリ下ル時小町カヨミノ歌ハ

世ル所ヲ載タリ右康秀ハ陽成院御宇ノ人ナレハ又後代ノ人ナリ是等ハ大師入定ノ

後ノ事ナルニ衰ヘタル世ニ大師ノ玉造ニ書セ、ト 尤不審ナリ

又玉造小町ト小野ノ小町ト云ヘル説ヒトリソレトモ 大師ノ玉造ヲ以前ノ小町ナリ

サレハ長明カ無名抄ナドニ同人ナル由ヲ書タリ兼好モ此義ヲ用ヒタリ

三善ノ清行カ玉造ヲ書ルト決スハ同人ニテ不審ニ 大師ノ作ニ云ヒ五人時代前後セルヲ無疑

又無名抄ニ業平奥州ヤリ鳴ニ至リテ小町小野ノ篁ノ秋風ノ吹ニ付テモアナヤクヤ云々

載セタリ然ハ業平ヨリハ以前ノ人ニ関ニ在ル籠兼ノ童蒙抄清輔ノ袋双紙等ニハ唯人ト計有

業平ト無ニ又親房卿ノ説ニハ小ドクロヲ見ニテハ実方ナリ 在云ヘリ 是又一説ヒトシ 全特

代未定ノ歌ナリ

小書ノ玉造ノ歌大書ノ玉造ノ歌ハ

なるとりの。たまつくり小野

行平朝臣 行平朝臣 なりの。人

し。元実の大書ナリ。一説ヒトシ

ぞんじ。いづれのこのごろまでもれざるん。[illegible]の[illegible]
なるんをとゞかなるんといふとも。つまき犬の心をと
[illegible]ん[illegible]
[illegible]

世ノ人道ノ至極ヲ知ラザル故ニ一生無益ノ業ニ奔走ノ空ニ老死ス道ノ至極ヲ知リナバイカデ無益ノ業ニ暇ヲ費ヤシ[illegible]ト云フ[illegible]ノ用ニ不立犬ノ譬ヲ設テ云述ベタリ

世ノ人こゝろえわるものあり。[illegible]

まゞ酒をすゝめて[illegible]

いつなるゆへともこゝろ[illegible]

肩をひそめ人めはばかりて[illegible]

ゐるとゝ[illegible]

つきんもたちまちに[illegible]

息災なるんし。目のおよぶ大事の病者ゝゐるてあ
ばしたゞたゞ[illegible]
りめべーあるゐる日ゆて頭いたく。[illegible]
[illegible]

あゝ[illegible]日　莊子任齊三日不已。
ゐくゐ[illegible]　醉ヒ[illegible]ト云ヒ説モアリ
たりやけ　云義ノ[illegible]又遊仙屈天
天事ヲヲホヤケゴトヽヨメリ

りやけりこゝのあすか[illegible]
をして[illegible]助語[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

あ、しくふ思儀よ、そ
ぬへし。のうへつ、し、ん
人も。わ、ひ、ふ、ろ、ひ、の、し、ま、ひ、ま、ん
ぶ、ん、し、ゆ、ど、ひ、ま、ま、ま

のみくらのうをおそれて。やえんのうをいひて。
まへのきさるいのうをうしなひ。法師ノ身ニシテ酒ヲ飲ミ肉ヲ食フトキハ法ヲ失ヒ体ハ見ルニ不便ナリ又其ノ酒ハ人ヲメクルホ童ハカリニ在
とりてもけ
ものしらのいもしあるべきつぎちらべいくばかんけ

養あるべき 若シ無ニ酒ヲ用テ今生後生ノタメニ益ノアルナラバ其レハ其レ〳〵ノ雖行ヲツトムルニモ凡ナレバイカニ況云ンヤ出家ノ在下ニ深ク戒ム

百薬長 前漢書食貨志ニ夫酒ハ食ノ毒ニシテ百薬ノ長也

其外歴代ノ医書ニ酒ヨリ発ル病ハ多シ

憂とわすれ草 王東夫朔ノ作ル鰥憂者其

若酒 古楽府ニ何以忘憂唯有杜康

仕杜康善造酒故為酒名

さにうさ 醉テ心乱レ上ヨリ昔今ノ

キヲ云出テ泣ケリ

よろいの戒とやはり 盤若論曰三十三

破戒大罪一第 方三曰毘婆娑論云有

躰波索迦 梵性仁賢受持ス五戒ヲ

事精不犯後於一時為湯所逼身

一毒中有酒如水遂取飲ヲ心時便犯

飲酒戒 時有隣雞来入其舎盗殺

而啖又犯殺ノ戒 隣家失雞来入

其家強逼交通又犯邪行戒 隣家

告官訊問ス拒諱又犯誑語戒 是

五戒皆由酒犯ス

ほちらさ者ノ 梵網経心地法門品云

若自身手過酒器与人飲酒者五

百世無手何況自飲 是ヲ又酒ノ捨雞

ちうちうはーと 是ヲ又酒ノ捨雞

ヲ云ヘリ 初段下ノナラスコリ男ハ三ケ

云ヘル心ト同シ

とうしもひ。古根とやく
とうしもひ。古根とやく
すの火のごとくして恵を
ものしらべ。酒とうう
て人よのませる人三百杯
が間よりもちき者ノ出ることこ
を佛ハ流ちれ。くら
ヲ云ヘリ初段下ノナラスコリ男ハ三ケ
云ヘル心ト同シ
とうしもひ。古根とやく
すの火のごとくして恵を
ものしらべ。酒とうう
て人よのませる人三百杯
が間よりもちき者ノ出ることこ
を佛ハ流ちれ。くら
とうしもひ。古根とやく
すの火のごとくして恵を
ものしらべ。酒とうう
て人よのませる人三百杯
が間よりもちき者ノ出ることこ
を佛ハ流ちれ。くら

ぎちり。はをしくなる白ひの外よりの人まかせしうの
ちこちひとりも心ちぐさむもちろんくまてぬあるうの清廉
のゆきり。ねんぐ葉の絶えきちどよきやうなる生色ひ

[こうき] 酒酔明令ニ又三杯ニ過リ酒乱ス神酒ニ気ヲ遣フ三寸ニ過ギリ

し。冬せびきをしてたまて過いりもしてしてて乱ぐ
てちきとちさうむひて。おりく飲るいとおかし
猿のうり盗野ふちどまて酒さうれ所のふどいひて。
菊の上まて飲るもおかしいしてしてむ人のさ
めうまてかー飲るもいとよしー酔さ人のうり
ひきて今ひの上ちくちもの陪りせるも

うきに。ちりつりゆりきの上ちて。ひりへ
とちれぬるうまし。さへいへとよりおくく罪
ゆるく者なり。酔くさひ生てあさぬしる処
ちぐく。おくきりぐ生さ。酒もきあへぐ
いぐきりち。ひきしろひてまぐふ。いぐりちぐ
のうしろ。毛おひるるそちぎのりごあし
くつきくし

[奥不書]

[駒近キテ騒ガキ人ナリ]

[罪ゆるさる] 弾安世ノ郎官ノ酔テ殿上ニ小便セリ ミタルヲ赦シ丙吉御更ノ酔テ函相ノ重上ニ吐ク酔飽ノ失ヲ以テ上ニ不報上ニ不罪例没書アリ

[是ハ酔テ他ニ行ク朝寝ク]

[ケガレトノ不結ヒテ後乱タルナカラ]

[半グレモテ行ク朝寝ク]

[上ニ上ノ人モ上ノ人]

[奥不書]

[上ニ上ノ人モ上ノ人]

[上ニ上ノ人モ上ノ人]

[上ニ上ノ人モ上ノ人

黒戸 清涼殿ノ小庭瀧口ノ西ニ
アルトゾ

小松御門 五十八代光孝天皇ヲ申ス
仁明天皇ノ皇子元慶八年ニ即位ス
仁和三年ニ崩御三ノ小松ノ御陵ニ葬
奉リシ故ニ小松ノ帝ト申ス

うゑ人 此帝ハ始ノ親王ニテ御座有シ
トキ常陸ノ太守中務卿上野太守
式ノ卿太宰ノ帥ナド經廿廿五ニテ位ニ在ル五
十五歳ニノ思ヒ不依位ニ在ル廿五ヲ是ノ
間ヲタヽ人ト申ナベシ

まされる 無官ノ者トモ自ラハ料理
ナドシテ向ヒタルナベシ

いとなみ 此位ノ後モ昔ノヨヲ思ヒ出
サレテ御料理ナド常ニ世ヲ間ノヲ
ハカラミスヽケタル故黒戸ノ人ト申トコロ

中書王 故崇峨院ノ一皇子一品式
部宗尊親王ノ 六条天下ノ權ヲトル時
京都ヨリ貴屬ヲ申下ハ奉リ征夷將
軍ト仰奉ル是モ其内ノ將軍ノ

黒戸ハ小松御門位ヲ
ヒキ給テ。若うゑ人ヨ
ハ。ヤ。ゆ。し。時。まされ
る世を。ひ。を。ヒ。ヲ。
ヒ。ア。ル。ト。ヒ。ル。ヒ。ル。
ヒ。ル。ヒ。ル

を渡うるは故実なりとぞ

山段庭ノ奉行ナドヽ人ノ心得ヲ述テ次ニ吉田中納言ノ一言ヲ御ヲ鍾屑ノ用意賤ク可ニ上ハ一切

一偏ニ心ゆべカラズトニヲ顕ス

或ハ内侍所ノ乃御神系とて。内侍所ノ乃御神系とて。

人ようるとて。寶劔とぶ。

内證ニ居ル女房ノ文内ノ禁中ニ居ル女房ノ云心也

三種ノ神器ノ其ノ一ツナリ

別殿 禁中ノ内ノ行幸ノ別殿ノ行幸トスヨシ

ナリ 捻テ別殿ヘ行幸アル時ニ持チ奉ル御劔

畫ノ座ノ内劔上ノ宝劔ニテハ岳キヲ其ヒヲ不

知室劔上ニ不ル誤リナリ 畫ノ座ノ清涼殿ニ

ナリ

典侍 内侍司ノ尚侍二人典侍四人掌侍四人ヲ

供奉ス請宣侍ノヲ可ク

典侍ノ御ヘウ手ラル者ハ能ク知也

山段知ラズヲ知顔ニ云ハ必誤リアリトヲ云

入宋 那ヘ渡ル人ナリ唐ノ代ニ渡ル人ハ

入唐ノ宋ノ代ニ渡ル人ハ

道眼 傳記未詳越前永平寺ノ開山ノ

道元カ上云ヘ在別人ナリ此ノ奥ニ那蘭陀

寺ニテ談義セラレシヲ載セタルハ誤リ好

同時ノ人ナリ

那蘭陀寺 天竺ニアル寺号ニ此寺ノ邊

蓮池アリ其ノ池ニ大龍アリ名ヲナニダト

云故ニ龍ノ名ニヨセテ寺号トセルトカヤ此ノ

寺ニテ首楞嚴經ヲ講ス然ニ道眼又楞

嚴經ヲ講セラルニ依テ此ノ寺ヲモ那蘭

陀寺ト号セラル

江帥 大江ノ匡房也堀河ノ院ノ御宇赤保元

年任中納言永徳元年九月ニ任太宰帥

下向ス故ニ江帥ト云也

江次第江談ト云ハ此匡房ノ作ナリカヽ

ナキ博学ノ人ナリ

小むさなりと 右匡房ノ説ニ天竺ノ那蘭陀

寺ハ小向ナリト云ヘ在何ノ書ニモ見ザリ

カヽル博学ノオニテ云ハ江帥ノ辰ノ

入宋の僧道眼上人。

唐土へ渡ル人。

宋の時に渡ル人。

道眼 傳記未詳 越前永平寺の開山

道元が上云へる別人なり。此の奥に那蘭陀

寺にて談義せられしを載せたれ共誤好

同時の人なり

那蘭陀寺 天竺にある寺号。此寺の邊

蓮池あり。其の池に大龍あり。名を難陀

云故に龍の名にヨセテ寺号とせりとかや。此の

寺にて首楞嚴經を講ず。然に道眼又楞

嚴經を講ぜらるに依て。此の寺をも那蘭

陀寺と号せらる

江帥 大江匡房也。堀河の院の御宇。赤保元

年任中納言。永徳元年九月に任太宰帥

下向。故に江帥と云也

江次第 江談と云ハ此匡房の作なり。カヽ

ナキ博学の人なり

小むさなりと 右匡房の説に天竺の那蘭陀

寺ハ小向なりと云へる何の書にも見ざりし

カヽる博学のオにて云ハ江帥の辰

美ニタルトスト又道眼ノ何ノ書ニモ見ヘハシニ
此説ハ不審ナリト江帥ヲアヤシメルト云説
西域傳　玄奘三藏天竺ヘ渡リテ後ノ記
録十二巻アリ西域傳ト云
法顯傳　法顯三藏渡天ノ記録ノ
西明寺　唐ニテ法相宗ノ沙門圓測ノ居
タル寺ナリ　白氏文集ニモ西明寺ノ牡丹ノ
詩アリ
此段ハ昔ノ宇治ノ関白頼通公平等院ヲ立テ給ヒテ惣門ノ便宜ヲ思ヒ煩ヒケル折フシニ任卿
ニイラレケルニ頼通公ノ曰此地ハ東ニ川ノ南ニ山ノ西ハウニ口ニテ小ヨリ外ニ惣門ヲ可立便ナシ北ニ恐カ
ル寺ヤ侍ルト尋ラレタルニサモ和漢ノ七物キヽ任卿ノ悟ナカリケルニ匠房其時ハイトヽ弱
冠ニテ車ノシリニ相乗ノ同クテイラレタルニ若シサヤウノ寺ヤ在ルト問ケルトキニ江帥ノ曰ク先ヲ我
朝ニハ六波羅密寺空也上人ノ寺淀土ニハ西明寺圓側國師ノ寺天竺ニハ大那蘭寺ト申サレケル
ナリ　此ノ物語ヲ道眼不審シタル事ヲ載セリ

さぎちやうの正月よりあるぎちやうを。真言院よ
り祇泉苑へ。あしてゝ嶺ちぐ分なり法成就の池
よりそとゝやとそハ。祇泉苑の北をいふ

江帥ハいつちの家ぞ
見てゝとされきん。見ぬ事
ち廊土面ぬるハかひき
勿論なりとゝき

さぎちやう　三毬打　爆竹　左義長　如此ニ欠字ニテ〳〵ナリ
三毬打　顯昭カ　袖中抄ニ十節録ニ黄帝取金鳥頭ノ毬之今ノ迷杖是也ニ彼ノ所ニ侯土
手ノ始ニ用ル件ノ麦ワラ四ツ宜ク乃ノ日本紀ニ見ヘタリ其ノ外年ノ始ニ打迷ヒタリ
兼好モ正月打タルキチウワラ焼トヽハ此ノ説ヲ用ヒト見ヘタリ
爆竹　袁文類聚ニ爆竹ノ神異經ニ西方深山ノ中ニ有人長尺餘犯人ヲ則病寒熱ヲ発ス山
臊一人以竹ヲ着火中爆然トシテ有声而山臊驚憚　如此後ニ元旦ニ竹ヲ焼テ山臊ヲヲヒ
ヤカス此例ニ似タレバサギチヤウトヽハカ
左義長　是ハ後朝ニ佛經ヲ左ニ置テ道書ヲ右ニ置テ大ヲ付ノ其ノ德ヲ見タリ右ノ道ヲ
焼タレハ左ノ義長ナル心ナリ東ヒヤト御スハ天竺ノ佛法東土ヘ流布スル義ナリトヽ
此ハ仏家ノ説ナルベシ
真言院　前ニ注ス禁中ニテノ御修法ヲ行ハ、道場ナリ
神泉苑　拾芥云二条ノ南大宮西ハ町三条ノ北壬生東。善女龍王見ル此所ニ云
法成就院　弘法大師神泉苑ニテ請雨經ノ法ヲ修ノ天下潤沢ス故ニ佛法成就ノ池ト神泉苑
此ノ北ニナリ　此段ハ三毬打ノイヲ顯ス

ゆきのこゑをとゝるゝ。ゆきのこゑをつ
きうひうに。ゆきれば。粉雪といふ。ゆきの海まこと
ゆきこいつゝ。ゆきをたんじのとハ云ふ

くさ木のまさにとぶべしとある詞なりと
き。昔よりいひける事なり。
海ゝて。雪のうるにくらしけるよ。讃岐の

讃岐のすけ 新勅撰集ノ作者堀河院後鳥羽院ヨリ日記三卷アリ堀河院ノ官女ナレハ名羽ノ院ノ幼クヲハシマシケルトキノヨリ知リテ此ノ人ハ誤ル 叶段昔ノ幼稚ノ人ノ雑歌ニモ故ナキコトヲ記ス

四条大納言 権大納言ハ三位撿非違使別當

ざけとりものを供御ノ御膳
ゝ海ゝせらるゝとゝけ
ゝとくあやしきはしらいとゝ人の
けるを。ゝて。大納言。鮭と奥。海ゝぬ
ゝあんよゝそあゝ鮭のゝゝ

宗大納言隆親卿

怪異ク

（セツニ鮭ヲイフ又奥ナリ、肌鮭ヲイフ又ハ生ノ鮭ヲ）

ゝあゝん。船の上ゝ別ゝ
（鱗ノ字ヲ唐ニ元尼世間ニ之ヲ知ラズ）
叶段大納言故実ヲ能ク弁ヘタリヨリ記ス

人ゝく牛をく角をきゝ
てそのゝゝゝ。ゝ
らせゝゝ。ゝのゝ
ゝふべゝゝゝゝ

（牛ヲ持名主）

叶段牛馬犬ナトハ常ニ家ニ養フ者ナレハ其ノ心得スベキトコロ

お摸守時頼乃母は松下禅尼とぞ申す

秘曲蛾眉ニ盛ノ道覚地方ヲ

時頼 関東執權ナリ 泰時ノ孫 時氏ノ子 極楽寺 正五位下 時頼相模守ヲ号ス 最明寺殿

時頼ノ禅尼ノ草ヲ請侍

廃物日記ノ馬牛及犬有ル艦艦陽咬ハ
西聖記號拴繋不如法ノ者ハ有往ハ上下数
数四十上ニ

ゝけゝゝ。ゝあゝ。ゝ陳ゝの

やづまいづるり紙。福尼を小刀にてきりまゐ
しつてそるまつけまゐ。せうとの城介義景を白の
（藤管ニ云フ万ヲ引ヲトヽ云ヘ）
けいめいしていきるが如くにて（又教命ヲ云フ万ヲ中ニイヒヒヤカノ心ヘ）
せのうえん。さやうのものの者まのとりさ
きをれば。去男尼ゥ細工もてうり結ゞじて
うえ一間つくらるまゐるを。美系。当紙をうゑ
いたるふくやをくゆべし。まづ二にしもんだう
うやと。そうしてとされば尼もはいさうとも
りうんとおもへども。ばりいつてとうるそある
べきなり。猶ハ後まで不ふりう紙修理して用ゐ

ずそとゆきをんなりはんなるこゝはせて。ふをいたたりう
とりされ。ふとありがこりうりう世をおさもう逆
（兼好制ヲ）
（検約）論語。以紙失之者鮮
又曰。奢ハ也寧。検約
ども聖人のふようりう。天下とあるのなるの人城
ふてもれけり。練よりあ人はあるさり者ゆそ
（以段一切ノ検約ヲ以テ本トスト云フ本ヲ云フ述フ）
城陸奥守泰盛ハさうりとゆきるのりなりうり馬
（ゆ段ハ手ニ泰盛イヒ述ブ右ヲ景ノ三男ヘ）
とひきをさせけるよ。足をとろへておきとい
（闘）
まとこゆうとんてハ足はいさめるるなりて鞍
（余ノ）
ををきをんさせうりう足をのへがこりきりに鞍

あてぬまくらはなのかをしてあやうきあくま
ーらてのゝさりくらりをとゝ知らぬさるくんかづら
おもれちんや 比類疾遲ノ過不及ヲ主テ人情ヲ述ベリ

徒然草諺解巻四